

にほんごばん
やさしい日本語版

がいこくじん し みん
外国人市民の ための 生活ガイド みと2023



みとし
水戸市

もく じ 目 次

1	緊急事態	7
1-1	危険なときに 使うことば	7
1-2	重い病気, けが, 火事 のとき	7
1-3	交通事故・事件 のとき	8
1-4	災害	9
1-5	災害のときの 情報	11
2	医療・健康管理	12
2-1	病院・診療所	12
2-2	夜・休みの日の 病気, けが	13
2-3	医療保険	15
2-4	健康診査・がん検診等	15
3	住民登録	16
3-1	在留カード	16
3-2	住民票	17
3-3	実印 と 印鑑登録証明書	20
4	税金	21
4-1	所得税	21
4-2	住民税	22
4-3	消費税	23
4-4	自動車税・軽自動車税	24
4-5	固定資産税・都市計画税	24

もく じ 目 次

5	にんしん しゅっさん こそだ 妊娠・出産，子育て	25
5-1	にんしん 妊娠したとき（おなかに赤ちゃんができたとき）	25
5-2	にんしんちゆう 妊娠中（おなかに赤ちゃんがいるとき）	26
5-3	しゅっさん 出産したとき（赤ちゃんが生まれあと）	27
5-4	こそだ 子育て	30
6	きょういく 教育	37
6-1	しょうがっこう ちゅうがっこう 小学校・中学校	37
6-2	こうとうがっこう こうこう 高等学校（高校）	38
6-3	だいがく 大学	38
6-4	にほんご まな 日本語を学ぶ	39
7	ねんきん ふくし 年金・福祉	40
7-1	ねんきん 年金	40
7-2	かいご ほけん 介護保険	41
7-3	しょうがいふくし 障害福祉	42
7-4	せいかつ ほご 生活保護	43
7-5	せいかつこんきょうしゃ じりつし えんせいど 生活困窮者自立支援制度	43
8	じゅうきよ 住居・コミュニティ	44
8-1	いえ か 家を借りるとき	44
8-2	ひ こ 引っ越し	45
8-3	すいどう でんき 水道・電気・ガス	45
8-4	でんわ 電話・インターネット	47

8-5	テレビ・新聞 <small>しんぶん</small>	48
8-6	ごみ	50
8-7	町内会 <small>ちやうないかい</small>	52
8-8	ペット	52
8-9	郵便局・宅配 <small>ゆうびんきょく たくはい</small>	54
8-10	銀行・電子マネー <small>ぎんこう でんし</small>	55
8-11	交番・駐在所 <small>こうばん ちやうざいしよ</small>	56
9	交通 <small>かうつう</small>	57
9-1	車 (自動車)・オートバイ <small>くるま じどうしや</small>	57
9-2	自転車 <small>じてんしや</small>	59
9-3	鉄道 <small>てつどう</small>	60
9-4	路線バス <small>ろせん</small>	61
9-5	高速バス <small>こうそく</small>	62
9-6	茨城空港 <small>いばらきくうこう</small>	63
10	水戸市について <small>みとし</small>	64
10-1	水戸市は どのな ところ? <small>みとし</small>	64
10-2	水戸市内の 観光スポット <small>みとしない かんこう</small>	64
10-3	水戸市内の 主な 施設 <small>みとしない おも しせつ</small>	66
10-4	水戸市内の 主な 相談窓口 <small>みとしない おも そうだんまどぐち</small>	71

このガイドブックの使い方について

〈各項目について詳しく知りたいとき〉

各項目について、もっと詳しいことを知りたいときは、webサイトを見るか、問合せ先に聞いてください。

○webサイトを見るとき

- ① 下にある【例】のとおり、「webサイト名」と「番号」が、【詳しくは】のあとに書いてあります。
- ② 水戸市国際交流協会のwebサイト (<https://www.mitoic.or.jp>) にアクセスしてください。
- ③ 「生活ガイドみと」のバナーから、「生活ガイドwebサイト一覧」にアクセスしてください。
- ④ 一覧の中から、見たいサイトの番号を選んでください。

【例】

1-4 災害

(1) 地震・津波

「地震」は、地面が揺れることです・・・

【詳しくは】 [わが家の防災ノート](#) ⇒ [1-5](#)
(webサイト名) (webサイト番号)

【問合せ先】 [水戸市防災・危機管理課](#) Tel 029-232-9152

○問合せしたいとき

- ・webサイトでわからないことは、【問合せ先】に電話で聞いてください。直接、窓口に行っても聞けることもできます。
- ※電話・窓口では、日本語での対応になることが多いです。

1 緊急事態

1-1 危険なときに使うことば

■「危ない! / あぶない!」

「危ない」は命を失う、大きなけがをするくらい危険ということです。例えば、車にひかれそうになったときや、なにかが上から落ちてきたとき、あなたはとても危ないです。だれかに「危ない!」と言われたら、周りをよく見て注意してください。

■「助けて! / たすけて!」

「助けて」は助けてほしいときに言います。あなたやあなたの家族、友だちが危ないときは、周りの人に、すぐに助けてもらう必要があります。そのとき、日本語で「助けて!」と言うことを忘れないでください。

1-2 重い病気、けが、火事するとき

(1) 救急車、消防車の呼び方



■重い病気、けがのとき (救急車)

救急車は重い病気の人、大けがをした人を病院に運びます。

すぐに病院に行かなければならないときは、救急車を呼びます。

救急車を呼びたいときは、次のように電話します。

- ① 「119」に電話します。
- ② 「救急です」と言います。
- ③ 救急車に、来てもらいたい場所 (住所) を言います。
- ④ だれが、どのような病気 (けが) ですか、と言います。
- ⑤ あなたの名前と電話番号を言います。

■火事するとき (消防車)

火事ときは、次のことをしてください。

火を消すことができないときは、消防車を呼んでください。

- ① 火事ときは、周りの人に大きな声で「火事だ」と知らせます。
- ② 安全なところに逃げます。
- ③ 「119」に電話します。
- ④ 「火事です」と言います。
- ⑤ 火事の場所 (住所) を言います。
- ⑥ 逃げられなかった人、けがをしている人がいるときは、それを言います。
- ⑦ あなたの名前と電話番号を言います。

【詳しくは】119番のかけ方 ⇒ 1-1

消防庁「救急車利用マニュアル」 ⇒ 1-2

(2) 夜・休みの日に病院に行きたいとき

夜、土曜日・日曜日・祝日、年末年始は、病院が開いていないことがあります。しかし、水戸市休日夜間緊急診療所は、夜、日曜日・祝日、年末年始に行くことができます。急な病気を診てくれます。また、インターネットで、ほかに開いている病院を探することもできます。

※13ページ「2-2 夜・休みの日の病気とけが」を見てください。

1-3 交通事故・事件のとき

あなたの周りで交通事故・事件が起きたとき、次のように警察に電話します。

(1) 交通事故のとき

- ① 「110」に電話します。
- ② 「事故です」と言います。
- ③ いつ、どこで、何があったかを言います。
- ④ けがをしている人がいるとき、その人について説明します。
男の人か女の人か、何歳ぐらいか、どんなけがか言います。
- ⑤ あなたの名前と電話番号を言います。

(2) 事件（泥棒など）のとき

- ① 「110」に電話します。
- ② 「事件です」と言います。
- ③ いつ、どこで、何があったかを言います。
- ④ 犯人を見たときは、その人について説明します。
男の人か女の人か、何歳ぐらいか、どんな顔か、乗っていた車のナンバーを言います。
- ⑤ けがをしている人がいるときは、その人について説明します。
男の人か女の人か、何歳ぐらいか、どんなけがか言います。
- ⑥ あなたの名前と電話番号を言います。

【詳しくは】次城県警察「事件事故には緊急通報110番」 ⇒ 1-3

警視庁「こんなときこそ110番」 ⇒ 1-4

1-4 さいがい 災害

(1) じしん つなみ 地震・津波

■ じしん 地震

「地震」は、地面が揺れることです。大きな地震のときは、建物や道路が壊れます。山や崖が崩れること、津波が来ることもあります。

日本は地震が多いです。「地震防災マップ」を見ると、自分の家がある場所が危ないかどうか、安全に避難する(逃げる)場所を調べることができます。大きな地震がいつ起きても逃げるように準備してください。



■ つなみ 津波

「津波」は、地震のあとに来る波です。大きな地震のときは、とても速くて高い津波が来るので危ないです。日本では、津波でたくさんの人が死んだこともありました。大きな地震のときは、海や川から遠くに離れてください。高い場所へ逃げてください。

市のホームページにある「ハザードマップ」を見て、危ない場所を調べてください。

(2) たいふう おおあめ こうずい 台風・大雨・洪水

■ たいふう 台風

「台風」は、とても強い風です。日本では、毎年7月から10月ごろに、台風が何回も来ます。台風の場合は、強い風が吹いて危ないです。たくさんの雨も降ります。風と雨で、山や崖が崩れます。川の水があふれることもあります。

大きな台風の場合は、安全な場所へすぐに避難します。避難のための荷物をいつも用意してください。また、天気予報で新しい情報を見て、すぐに避難できるようにしてください。

■大雨・洪水

台風と大雨（たくさんあめの雨）のときは、「洪水」になることがあります。洪水は、川の水みづが増えて、あふれることです。とても危あぶないです。家いえや車くるまが流ながされて、人が死しぬこともあります。大雨のときは、天気予報てんきよほうや市の情報じょうほうを見て、すぐに避難ひなんできるようにしてください。水戸市の「警戒レベル」を見みると、どのくらい危けん険げんなのか、避難ひなんしたほうがいいかわかります。水戸市の情報じょうほうを聞きいて、自分じぶんと家族かぞくの命いのちを守る行動まもこうどうをしてください。



【詳しくは】わが家の防災ノート ⇒ 1-5

水戸市地震防災マップ ⇒ 1-6

避難所・避難場所一覧 ⇒ 1-7

水戸市ハザードマップ ⇒ 1-8

警戒レベルについて ⇒ 1-9

【問合せ先】水戸市防災・危機管理課 Tel 029-232-9152

(3) 原子力災害

水戸市の近くちかくの市町村には、原子力げんしりょくの発電所はつでんしょや研究けんきゅうのための施設しせつがたくさんあります。事故じこや災害さいがいのとき、施設しせつの外そとに危けん険げんな放射ほうしゃ性物質せいぶつがあぶ出でると、とても危あぶないです。強い放射線つよほうしゃせんは、体からだにとても悪わるいです。原子力災害げんしりょくさいがいのときは、避難ひなんすることもあります。茨城県いばらきけんのニュースみを見て、正しい知識ただちしき、情報じょうほうを持もってください。

【詳しくは】茨城県「原子力ハンドブック」 ⇒ 1-10

【問合せ先】茨城県原子力安全対策課 Tel 029-301-2922

水戸市防災・危機管理課 Tel 029-232-9152

1-5 さいがい じょうほう 災害のときの情報

(1) どんなメディアがありますか？

さいがい ただ じょうほう し むずか ちゅう い
災害のときは、正しい情報を 知ることが 難しいです。注意してください。

いろいろな がいこくご で、さいがい じょうほう す ばしょ じょうほう
が あります。次のメディアから 知ることが できます。

なにで？	だれが？	どこで？	なにご 何語で？
インター ネット	み とし 水戸市	⇒ 1-11	にほんご 日本語、えいご 英語、ちゅうごくご 中国語、かんこくご 韓国語
	きしょうちょう 気象庁	⇒ 1-12	15言語
	NHK World-Japan	⇒ 1-13	20言語
ラジオ	Lucky FM いばきほうそう 茨城放送	AM1197kHz FM94.6MHz	にほんご 日本語
	FMぼるるん	FM76.2MHz	にほんご 日本語
	NHKラジオ 第2放送	AM693kHz	えいご 英語、ちゅうごくご 中国語、かんこくご 韓国語、ポルトガル語
	InterFM	FM89.7MHz	10言語
SNS	み とし 水戸市 Twitter	@Kouhou_mito	にほんご 日本語
	み とし 水戸市 Facebook	@mimika310	にほんご 日本語
	み とし 水戸市 LINE	@mitocity	にほんご 日本語
ぼうさい 防災アプリ	Yahoo! ぼうさいそくほう 防災速報	⇒ 1-14	にほんご 日本語
メール	み とし 水戸市メールマガジン (ぼうさい 防災メール)	⇒ 1-15	にほんご 日本語

(2) さいがいようでんごん 災害用伝言ダイヤル「171」

さいがい だんわ
災害のときは、電話が つながらないことが あります。電話が できないときは、「災
がいようでんごん
害用伝言ダイヤル171」を 使います。「171」に 電話して、メッセージを 残すこと、
あいて
相手のメッセージを 聞くことが できます。

くわ りがしにほん さいがいようでんごん
【詳しくは】NTT東日本「災害用伝言ダイヤル171」 ⇒ 1-16

(3) さいがいようでんごんばん 災害用伝言板「web171」

「web171」という サイトで、さいがい
災害のときに メッセージを 書くこと、残すことが
できます。パソコン、けいたいでんわ
携帯電話から 使えます。にほんご 日本語、えいご 英語、ちゅうごくご 中国語（簡体字）、かんこくご
韓国語
の4つの ことば
言葉が 使えます。

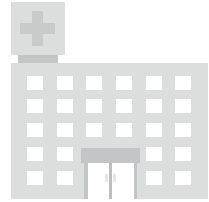
くわ りがしにほん さいがいようでんごんばん
【詳しくは】NTT東日本「災害用伝言板web171」 ⇒ 1-17

2 医療・健康管理

2-1 病院・診療所

(1) 病院・診療所を探す

日本には、ホームドクター（主治医）の制度はありません。病院や診療所（クリニック）に行きたいときは、症状にあわせて自分で探します。かぜや軽いけがのときは、診療所に行きます。重い病気、けがのときは、大きい病院に行きます。「茨城県救急医療情報システム」というサイトで病院や診療所を探すことができます。



■どの「科」に行きますか？

- 内科：薬を使って、かぜや内臓の病気を治します。
- 外科：手術をして、けがや病気を治します。
- 小児科：赤ちゃんや子どものかぜや内臓の病気を治します。
- 整形外科：骨や関節、筋肉などのけがや病気を治します。
- 眼科：目の病気を治します。
- 耳鼻咽喉科：耳や鼻、のどの病気を治します。
- 歯科：歯を治します。
- 産婦人科：産科と婦人科のこと。産科は、赤ちゃんを妊娠しているとき、出産するときに、女性だけの病気を治します。

【詳しくは】茨城県救急医療情報システム ⇒ 2-1

(2) 病院・診療所に行くとき

病院や診療所に行くときは、医療保険証を持って行ってください。窓口で保険証を見せると払うお金が少なくなります。保険証があると、治療費の20～30%を払います。保険証がないと、治療費の100%を払うので高くなります。

また、大きい病院に行きたいときは、診療所で紹介状を書いてもらってください。紹介状がないと、病院で払うお金が高くなる場合があります。予約が必要な病院や診療所もあります。行く前に電話で聞いてください。

(3) 病院・診療所で通訳が必要なとき

病院で、日本語ができなくて困るときは、茨城県国際交流協会に相談してください。
「医療通訳サポーター」が一緒に病院に行って、手伝ってくれます。

【詳しくは】 茨城県国際交流協会「多文化共生サポーターバンク」 ⇒ 2-2

【問合せ先】 茨城県国際交流協会 Tel 029-244-3811

〒310-0851 水戸市千波町後川745

2-2 夜・休みの日の病氣，けが

夜・休みの日（土曜日・日曜日・祝日，年末年始）は、病院が開いていないことがあります。夜・休みの日に病氣，けがをしたときは、次のようにしてください。

(1) 重い病氣・けがのとき，命が危ないとき

落ち着いて「119」に電話して、救急車を呼んでください。

※救急車の呼び方は、7ページ「1-2 重い病氣，けが，火事のとき」を見てください。

(2) 自分で病院に行くことができるとき

■水戸市休日夜間緊急診療所

- ・夜，日曜日や祝日，年末年始に行くことができます。
- ・内科，小児科，外科，歯科があります。
- ・科と時間は行く日で違います。行く前に，電話で聞いてください。

【詳しくは】 水戸市休日夜間緊急診療所 ⇒ 2-3

【問合せ先】

〒310-0852 水戸市笠原町993-13

Tel 029-243-8825 Tel 029-243-8840（歯科専用）

■茨城県立こども病院

- ・子どもの急な病氣のときに行きます。
- ・行く前に，必ず電話してください。

【受付時間】 10:00pmから夜中の2:00amまで

【診察時間】 11:00pmから夜中の3:00amまで

くわ いばら きけんりつ びょういん
【詳しくは】茨城県立子ども病院 ⇒ 2-4

といあわ きき
【問合せ先】

〒311-4145 水戸市双葉台3-3-1

Tel 029-254-1151

(3) 相談したいとき、情報がほしいとき

いばら き こ きょうきゅうでん わ そうだん
■茨城子ども救急電話相談・おとな救急電話相談

きょう びょう き けがで しんぱい なときに でん わ そうだん
急な病気、けがで心配なときに電話で相談することができます。病気のこと、す
ぐに行ける病院のことを教えてください。毎日24時間いつでも、電話で聞くこと
ができます。

といあわ きき
【問合せ先】

- こ びょう き さい
・子どもの病気のこと（14歳まで）

Tel #8000 か 050-5445-2856

- おとな びょう き さいいじょう
・大人の病気のこと（15歳以上）

Tel #7119 か 050-5445-2856

こどもの きょうきゅう (onlineQQ)

よる やす ひ こ びょう き
夜、休みの日に子どもが病気になったときは、「こどもの救急」のサイトを見て
ください。どうしたらいいかを調べることができます。生まれて1か月から6歳まで
の子どものことがわかります。

くわ にほんしょうに か がっかい きょうきゅう
【詳しくは】日本小児科学会「こどもの救急」⇒ 2-5

(4) 薬について知りたいとき

よる やす ひ くすり でん わ そうだん
夜、休みの日に、薬について電話で相談できます。

たいおうじかん
【対応時間】

げつ きん
月～金 7:00pmから12:00pmまで

ど にち しゅく
土、日、祝 9:00amから12:00pmまで

といあわ きき みとやくざいしかい
【問合せ先】水戸薬剤師会 Tel 080-7887-8668

2-3 医療保険

日本には、公的な医療保険制度があります。医療保険に入れば、病院でお金を払うとき安くなります。

医療保険は、3種類あります。日本人も外国人も、日本で暮らしている人は、どれか1つに入らなければなりません。

- ・健康保険：会社で働いている人やその家族が入ります。
- ・国民健康保険：健康保険に入っていない人が入ります。
- ・後期高齢者医療制度：75歳以上の人が入ります。

病院に行くときは、保険証を持って行ってください。病院の窓口で、保険証を見せてください。保険証がない人は、治療費を100%払わなければなりません。お金が高くなるので、注意してください。

【詳しくは】 国民健康保険とは ⇒ 2-6

【問合せ先】

【健康保険について】 働いている会社に聞いください。

【国民健康保険について】 水戸市国保年金課 Tel 029-232-9526

【後期高齢者医療制度について】 水戸市国保年金課 Tel 029-232-9528



2-4 健康診査・がん検診等

水戸市に住民票がある人は、外国人市民も、健康診査やがん検診等を受けることができます。健康診査やがん検診等で、自分の体が悪くないか調べることができます。健診の種類で、受ける場所や受けられる人が違います。健康診査やがん検診等を受けたいときは、保健所に聞いてください。

【詳しくは】 成人の健康診査・がん検診 ⇒ 2-7

【問合せ先】 水戸市保健所地域保健課 Tel 029-243-7311

〒310-0852 水戸市笠原町993-13

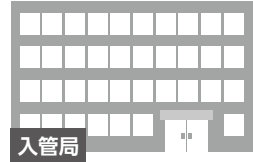
3 住民登録

3-1 在留カード

(1) 在留カードは 何ですか？

「在留カード」は、3か月より長く日本に住む外国人のIDカードです。とても大事なカードです。在留カードには、名前や国籍や住所などが書いてあります。

16歳以上の人はいつも在留カードを持っていてください。入管（出入国在留管理局）や警察の人が「在留カードを見せてください」と言ったときは、カードを見せなければなりません。



在留資格：日本に来た目的のことです。在留資格と違う仕事や活動はできません。
在留期限：日本に いることができる最後の日のことです。この日を過ぎて日本に
いることは できません。

(2) 在留カードに書いてあることを 変える

在留カードに書いてあることを変えるときは、14日以内にしなければなりません。

■新しい在留カードをもらう

- 日本にもっと長く住むことが決まったとき
- 日本に住む目的が変わったとき
(仕事を始めるとき、日本人と結婚するとき)
- 名前や国籍が変わったとき
- 留学生や家族がアルバイトをしたいとき

とどけ
■届出するとき

- がっこう かいしゃ か がっこう かいしゃ
・学校や会社が 変わったとき、学校や会社を やめたとき
- にほんじん りこん にほんじん おと つま し
・日本人と 離婚したとき、日本人の 夫や 妻が 死んだとき
- ひ こ
・引っ越したとき

あら 新しい じゅうしょ き 決まったら、市役所に「転入届」を出してください。その次に、
にゅうかん ざいりゅう うら あたら じゅうしょ か
入管で 在留カードの 裏に 新しい 住所を 書いてもらいます。

くわ じゅうにゅうこくざいりゅうかん り ちよう ざいりゅう
【詳しくは】 出入国在留管理庁「在留カード」 ⇒ 3-1

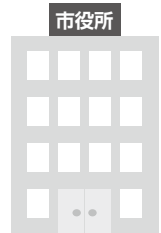
といあわ さき
【問合せ先】

- がいこくじんざいりゅうそうごう げつ きん
・外国人在留総合インフォメーションセンター（月～金 8:30amから5:15pmまで）
Tel 0570-013904（フリーダイヤル） Tel 03-5796-7112（携帯，海外から）
- とうきょうしゅうにゅうこくざいりゅうかん り きょく
・東京出入国在留管理局
Tel 0570-034259（フリーダイヤル） Tel 03-5796-7234（携帯，海外から）
- とうきょうしゅうにゅうこくざいりゅうかん り きょく み と し ちようじょうじょ
・東京出入国在留管理局水戸出張所
〒310-0803 水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎1階 Tel 029-300-3601

じゅうみんひょう
3-2 住民票

み と し す
(1) 水戸市に 住むとき

がいこく にほん に 来て、住所が 決まってから 14日以内に 市役所
に 行ってください。パスポートか 在留カードを 持って行って
ください。市役所で「転入届」を出します。



くわ じゅうみんとうろく
【詳しくは】 住民登録 ⇒ 3-2

といあわ さき み と し し むん か
【問合せ先】 水戸市市民課 Tel 029-232-9156

ひ こ
(2) 引っ越すとき

ひ こ 越すときは、市役所で 手続きを します。「マイナンバーカード」を 持って
いる人は 持って行ってください。

※マイナンバーカードについては、19ページ「(6) マイナンバー制度」を見てください。

べつ ちやうそん み と し ひ こ
■別の 市町村から 水戸市に 引っ越したとき

し や く し ょ てん に お う と け だ ひ こ
市役所で「転入届」を出します（引っ越してから 14日以内）。

■水戸市の中で引っ越ししたとき

市役所で「転居届」を出します（引っ越ししてから14日以内）。

■水戸市から別の市町村、日本国外に引っ越しするとき

市役所で「転出届」を出します（引っ越しする前）

【詳しくは】住民登録 ⇒ 3-2

【問合せ先】水戸市市民課 Tel 029-232-9156

(3) 日本で結婚するとき、離婚するとき

■結婚するとき

市役所で「婚姻届」を出します。外国人は「婚姻要件具備証明書」も必要です。

※結婚要件具備証明書は、自分の国の決まりで「自分が結婚で

きるかどうか」わかる書類です。自分の国の大使館や領事館でもらいます。



■離婚するとき

市役所で「離婚届」を出します。必要な書類は市役所に聞いてください。

※結婚するとき、離婚するとき自分の国の大使館や領事館に問合せ、自分の国

で必要な手続きがあるか確かめてください。

【詳しくは】戸籍 ⇒ 3-3

【問合せ先】水戸市市民課 Tel 029-232-9156

(4) 子どもが生まれたとき

■出生届

市役所で「出生届」を出します。（子どもが生まれてから14日以内）

【詳しくは】戸籍 ⇒ 3-3

【問合せ先】水戸市市民課 Tel 029-232-9156

■パスポートの申請

父と母が外国人のとき、子どもは日本で生まれても日本の国籍を持つことができません。大使館や領事館で子どものパスポートの申請をしてください。

■マイナンバーカードを作る

マイナンバーカードは、あなたの個人番号や名前、住所が書いてある顔写真のついたICカードです。市役所で申込むと、もらうことができます。



マイナンバーカードは、コンビニで市役所の証明書を取るときにも利用できます。また、本人確認書類としても使えるので便利です。

【詳しくは】マイナンバー ⇒ 3-4

地方公共団体情報システム機構

「マイナンバーカード総合サイト」 ⇒ 3-5

【問合せ先】水戸市 市民課 Tel 029-232-9156

3-3 実印と印鑑登録証明書

(1) 実印

「実印」は、とても大切な契約のとき（家を買うとき、家を売るとき、車を買うとき）に必要です。サインや普通のハンコ（印鑑）とは違います。

実印が必要な人は、市役所にハンコを持って行って登録します。登録したハンコが、あなたの実印になります。実印を登録したあと「印鑑登録証」というカードをもらいます。

(2) 印鑑登録証明書

大切な契約で、書類に実印を押したとき「印鑑登録証明書」も必要です。そのハンコが本当に、その人の実印かどうか確かめるためです。

印鑑登録証明書は、市役所でもらうことができます。

【詳しくは】印鑑 ⇒ 3-6

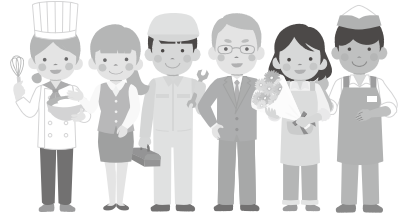
【問合せ先】水戸市市民課 Tel 029-232-9156

4 税金

税金は、国、県、市が住民の暮らしに必要なサービスを行うときに使います。とても大切なお金です。税金にはいろいろな種類があります。私たちは収入があったとき、買った物をしたとき、税金を払います。車や家を持っていると、それも税金がかかります。

4-1 所得税

「所得税」は、会社からもらった給与やビジネスでの利益など「所得」（自分に入ったお金）にかかる税金です。1月1日から12月31日までの1年間の所得に税金がかかります。この税金は国に納めます。



■税金を払う方法①（会社が給与から払うとき）

自分の働いている会社が毎月、給与から所得税を引いて税金を払います。これを「源泉徴収」といいます。会社から毎月もらう「給与明細書」に、その税金がいくらか書いてあります。1年間の所得税は、1月にもらう「給与所得の源泉徴収票」に書いてあります。

■税金を払う方法②（自分で払うとき）

自分でビジネスをしている人や、会社が源泉徴収していない人は、自分で所得税を払います。毎年2月16日から3月15日の間に、前の年の所得について税務署に報告してください。それを「確定申告」といいます。

確定申告のあと、銀行、郵便局やコンビニで払います。いつまでに払わなければならないか、その日が決まっています。

【詳しくは】国税庁「所得税」⇒ 4-1

【問合せ先】水戸税務署 Tel 029-231-4211

〒310-8666 水戸市北見町1-17

4-2 住民税

住民税には「市民税」と「県民税」があります。1月1日に水戸市に住所があって、前の年に所得があった人が払います。市民税は水戸市に、県民税は茨城県に納めます。前の年の1月1日から12月31日までの1年間の所得に税金がかかります。年の間に日本を出国するときも、出国する前の1月1日に住んでいた市と県に、住民税を払います。1年分を払う必要があります。

■税金を払う方法①（会社が給与から払うとき）

自分の働いている会社が毎月、給与から住民税を引いて税金を払います。これを「特別徴収」といいます。その税金がいくらか、会社から毎月もらう「給与明細書」に書いてあります。

住民税は、毎年6月から次の年の5月まで払います。毎年5月にもらう「市民税・県民税特別徴収額の決定通知書」で1年間に払う税金がいくらかわかります。

■税金を払う方法②（自分で払うとき）

自分でビジネスをしている人や、会社が特別徴収していない人は、自分で住民税を払います。

市役所から、住民税がいくら書いてある「納税通知書」が郵便で届きます。銀行、郵便局やコンビニで払います。銀行口座からの振替やクレジットカード、スマートフォンでも払うことができます。

いつまでに払わなければならないか、その日が決まっています。

【詳しくは】税金 ⇒ 4-2

【問合せ先】

【課税について】水戸市市民税課 Tel 029-232-9138

【納税について】水戸市収税課 Tel 029-232-9145

4-3 消費税

物を買ったときやサービスを受けたときは、消費税を払います。

■消費税の割合（2023年 現在）

- ・スーパーなどの店で買う食べ物や飲み物（お酒以外）・・・8%
- ・そのほかの物やサービス・・・10%

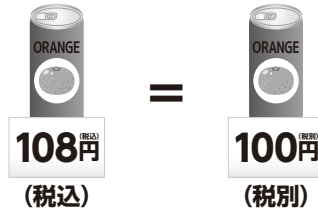
■値段の見方

「値段」の書き方は2つあります。「税込（税金を含む）」と「税別（税金を含まない）」です。注意してください。

【例】ジュース100円（消費税率8%）を買うとき

※払う金額は「108円」です。

- ・「税込（税金を含む）」の値段の表示 → 「108円」
- ・「税別（税金を含まない）」の値段の表示 → 「100円」



【詳しくは】国税庁「消費税」⇒ 4-3

【問合せ先】水戸税務署 Tel 029-231-4211

〒310-8666 水戸市北見町1-17

4-4 自動車税・軽自動車税

自動車税・軽自動車税は、毎年4月1日に、自分の車やオートバイを持っている人が払います。

ナンバープレートが白か緑の車（排気量が660ccより大きい）は「自動車税」がかかります。ナンバープレートが黄か黒の車（排気量が660ccか、それ以下）、オートバイは「軽自動車税」がかかります。税金の金額は、車やオートバイの種類で違います。

■税金を払う方法

税金がいくらか書いてある「納税通知書」が毎年5月ごろに郵便で届きます。市役所（軽自動車税）、県税事務所（自動車税）、銀行、郵便局かコンビニで払ってください。いつまでに払わなければならないか、その日が決まっています。

【詳しくは】茨城県「自動車税」⇒ 4-4

税金 ⇒ 4-2

【問合せ先】

【自動車税について】水戸県税事務所 Tel 029-221-6605

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1

【軽自動車税について】水戸市市民税課 Tel 029-232-9138

4-5 固定資産税・都市計画税

毎年1月1日に、土地や建物（家、マンション、ビル、店など）を持っている人は「固定資産税」を払います。土地や建物がある場所で、「都市計画税」という税金がかかることもあります。

■税金を払う方法

税金がいくらか書いてある「納税通知書」が毎年4月に郵便で届きます。市役所、銀行、郵便局かコンビニで払います。いつまでに払わなければならないか、その日が決まっています。現金で払うほかに、口座振替、クレジット払い、スマホ決済で払うことができます。

【詳しくは】税金 ⇒ 4-2

【問合せ先】水戸市資産税課 Tel 029-232-9141

5 妊娠・出産、子育て

5-1 妊娠したとき（おなかに赤ちゃんができたとき）

(1) 母と子の健康を守る

妊娠したとき、市役所、常澄保健センター、または、内原保健センターで「妊娠届出書」を出します。「母子健康手帳（母子手帳）」と「母子のしおり」がもらえます。

■母子手帳について

【母子手帳に書くこと】

- ・妊娠の様子、出産の様子
- ・赤ちゃんが育っていく様子
- ・予防接種を受けた日や場所

※赤ちゃんを育てることで大事なことが書いてあります。

※お母さんと赤ちゃんの健康診査をするとき、病院へ行くときに、母子手帳を持って行ってください。

※母子手帳は、子どもが小学校に入るまで使います。大切に持っていてください。

■母と子のしおりについて

母と子のしおりには、受診票がついています。健康診査や病院に行くとき、持って行ってください。

- ・妊婦一般健康診査受診票
- ・産婦健康診査受診票
- ・新生児聴覚検査受診票
- ・乳児一般健康診査受診票
- ・妊婦歯科健康診査受診票
- ・母乳育児相談利用券
- ・低体重児出生届

【詳しくは】母子健康手帳 ⇒ 5-1

【問合せ先】水戸市子育て支援課 Tel 029-350-1216



5-2 妊娠中 (おなかに赤ちゃんが いるとき)

(1) 妊産婦健康診査

■妊婦一般健康診査

妊娠中は、赤ちゃんを産む病院で、健康診査を受けてください。お母さんとおなかの赤ちゃんに、悪いところがないか調べます。受診票を使うと、払うお金が少なくなります。受診票は14回(多胎妊婦は19回)使えます。

■産婦健康診査

赤ちゃんを産んだあと、2週間から4週間までに、赤ちゃんを産んだ病院で健康診査を受けてください。受診票を使うと、払うお金が少なくなります。受診票は2回使えます。

【詳しくは】 妊産婦健康診査 ⇒ 5-2

(2) 妊婦歯科健康診査

妊娠中は、むし歯や歯周病になりやすいです。体調が安定している間に歯科(歯を治す病院)に行ってください。受診票を使うと、払うお金が少なくなります。診票は1回だけ使えます。

【詳しくは】 妊婦歯科健康診査 ⇒ 5-3

(3) 妊婦教室 (ハローベビークラス)

初めて赤ちゃんを産むお母さんと初めてお父さんになる人のための教室があります。この教室は、安心して赤ちゃんを産んで、育てるためにあります。教室に行く前に、webサイトで予約してください。

赤ちゃんを産む病院にも、妊婦教室があります。病院に聞いてください。

【詳しくは】 妊婦教室 ⇒ 5-4

【問合せ先】 水戸市子育て支援課 Tel 029-350-1216

(4) 妊産婦等の相談窓口「すまいるママみと」

妊産婦（おなかに赤ちゃんがいる人、赤ちゃんを産んですぐの人）、生まれてから11か月までの赤ちゃんのことで、困っていること、心配なことを保健師や助産師などと相談できます。

開いている日：月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始は休み）

開いている時間：8:30amから5:15pmまで

【場所・問合せ先】水戸市子育て支援課内（市役所2階） Tel 029-350-7528

【詳しくは】すまいるママみと ⇒ 5-5

(5) 妊産婦医療福祉費助成制度（マル福制度）

妊産婦が病院にかかったとき、払うお金が少なくなる制度です。医療保険に入っている人が使えます。しかし、収入が多い人は、使えないことがあります。市役所で申込みます。

【詳しくは】妊産婦医療福祉費助成制度（マル福制度） ⇒ 5-6

【問合せ先】水戸市国保年金課 Tel 029-232-9166

5-3 出産したとき（赤ちゃんが生まれたあと）

(1) 出産育児一時金

国民健康保険に入っている人は、赤ちゃんを産んだあと、市役所からお金をもらうことができます。このお金を「出産育児一時金」といいます。

国民健康保険ではない医療保険に入っている人は、働いている会社に聞いてください。

【詳しくは】出産育児一時金 ⇒ 5-7

【問合せ先】水戸市国保年金課 Tel 029-232-9166



(2) 出生届 (赤ちゃんが生まれたときに役所に 出す 届)

18ページ「3-2 (4) 子どもが生まれたとき」を見てください。

【問合せ先】 水戸市市民課 Tel 029-232-9156

(3) 健康診査・育児相談

赤ちゃんがどのくらい大きくなったか、赤ちゃんが健康か知るために、健康診査・育児相談を受けてください。健診・相談の種類は次のとおりです。



健診・相談	赤ちゃんの月齢・年齢	場所
1か月児健康診査	1か月	生まれた病院など
第1回乳児一般健康診査 ⇒ 5-8	3か月から4か月頃まで	いつも行く子どもの病院
7か月児育児相談※ ⇒ 5-9	7か月から8か月まで	市役所、 つねずみ うち原保健センター
第2回乳児一般健康診査	9か月から11か月頃まで	いつも行く子どもの病院
1歳6か月児健康診査 ⇒ 5-10	1歳6か月から1歳11か月まで	市が指定した病院
2歳児歯科健康診査 ⇒ 5-11	2歳6か月から2歳11か月まで	市役所、つねずみ保健センター、 うち原保健センター、 こども発達支援センター
3歳児健康診査 ⇒ 5-12	3歳0か月から3歳11か月まで	市役所、つねずみ保健センター、 うち原保健センター

※育児相談は、7か月児でなくても受けることができます。

【問合せ先】 水戸市子育て支援課 Tel 029-350-1216

(4) 予防接種（病気に ならないための 注射）

赤ちゃんが 病気に ならないように、予防接種を 受けてくだ
さい。

赤ちゃんが 生まれてから 1か月までに、「予防接種券」が 届
きます。その予防接種券を 持って 病院へ 行き、予防接種を 受けます。

予防接種は、お金がかからないものと かかるものがあります。

- ・定期接種：無料（0円です）
- ・任意接種：有料（お金がかかります）

いつ、予防接種を受けるのか、いつも 行く 病院や、水戸市保健所で 聞いてください。

※予防接種は、赤ちゃんが 生まれて6週目から 受けます。赤ちゃんが 生まれる 前から
予防接種の スケジュールを 考えてください。

■予防接種の種類

※2023年現在。変わることがあります。

定期接種	ヒブ、小児肺炎球菌、B型肝炎、BCG、4種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ）、2種混合（ジフテリア・破傷風）、水痘、麻疹・風しん、日本脳炎、子宮頸がん、ロタウイルス
任意接種	おたふくかぜ、小児インフルエンザ

【詳しくは】予防接種 ⇒ 5-13 ～ 5-25

【問合せ先】水戸市保健所保健予防課 Tel 029-243-7315

(5) 子ども医療福祉費助成制度（マル福制度）

18歳までの 子どもが 病院に 行ったとき、払う お金が 少なくなる 制度です。医療
保険に入っている 人が 使えます。市役所で 申込みます。

【詳しくは】子ども医療福祉費助成制度（マル福制度） ⇒ 5-26

【問合せ先】水戸市国保年金課 Tel 029-232-9166



(6) 児童手当

ちゅうがく ねんせい まで こ どもを そだ てて いる ひ と が もらえる お金です。
こ どもが う まれたときに、しやくしょで 申し込みます。

【詳しくは】 児童手当 ⇒ 5-27

【問合せ先】 水戸市こども政策課 Tel 029-232-9176

5-4 子育て

(1) 子育て情報・相談

■子育て支援総合ガイドブック

このガイドブックをみると、妊娠、出産、子育てについての市役所のサービスや手続きがわかります。

【詳しくは】 子育て支援総合ガイドブック ⇒ 5-28

■子育て支援相談員

子育てで心配に思っていることを子育て支援相談員と相談することができます。
また、子どもの育て方について、知りたいことを教えてください。

【詳しくは】 子育て支援相談員 ⇒ 5-29

【問合せ先】 水戸市こども政策課 Tel 029-232-9176

■赤ちゃんとお母さんの健康について

27ページ「5-2 (4) 妊娠婦等の相談窓口「すまいるママみと」」をご覧ください。

【問合せ先】 水戸市子育て支援課「すまいるママみと」 Tel 029-350-7528

子育て支援・多世代交流センター

地域のいろいろな人と、子どもの育て方について、聞いたり話したりすることができます。困っていること、心配なことがあったら、聞いてください。いろいろなイベントもあります。

- ・わんぱーく・みと Tel 029-303-1515
〒310-0062 水戸市大町3-4-30
- ・はみんぐぱーく・みと Tel 029-302-3662
〒310-0815 水戸市本町1-8-2

【詳しくは】 子育て支援・多世代交流センター ⇒ **5-30**

家庭児童相談室

子どもや子育てについて、どうすればよいか相談することができます。家や学校のこと、子どもの性格や発育のこと、心配に思っていることを相談することができます。直接来て話せます。電話でも話せます。
開いている日：月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始は休み）
開いている時間：8:30amから5:15pmまで

【場所・問合せ先】 水戸市子育て支援課内（市役所2階） Tel 029-232-9111

【詳しくは】 家庭児童相談室 ⇒ **5-31**

(2) 育児教室

めだか教室

「めだか教室」では、ほかのお母さんたちと話すことができます。子どもを育てること、心配なことを話すことができます。ほかのお母さんたちと友だちになれます。参加できる人：初めての子ども（生まれてから3か月から4か月）とそのお母さんまたはお父さん

場所：常澄保健センター Tel 029-269-5285
〒311-1125 水戸市大場町472-1

内原保健センター Tel 029-259-6411
〒319-0315 水戸市内原町1384-2

申込み：保健センターに電話して、予約してください。

【詳しくは】 めだか教室 ⇒ **5-32**

■トライ離乳食教室

赤ちゃんのごはんについて勉強することができます。参加したいときは、予約してください。

参加できる人：生まれてから5か月までの赤ちゃんを育てている人

場所：市役所

申込み：水戸市のホームページで予約してください。

【詳しくは】トライ離乳食教室 ⇒ 5-33

【問合せ先】水戸市子育て支援課 Tel 029-350-1216

(3) 子どもの保育・教育

小学校に入る前の子どもは、保育所・保育園や幼稚園、認定こども園などに通うことができます。

3歳から5歳までの子どもは、お金がかかりません。しかし、バスや給食のお金は払います。

0歳から2歳までの子どもは、お金がかかります。しかし、住民税を払わなくていい家はお金がかかりません。

■保育所・保育園

- お父さん、お母さんが働いているため、子どもの世話ができないときは、保育所・保育園を使えます。0歳から5歳までの子どもを1日8時間くらい預けることができます。
- 土曜日・日曜日・祝日に預けることができる施設もあります。
- 保育所・保育園に入りたいときは、市役所で申し込んでください。



【詳しくは】保育所・保育園 ⇒ 5-34

■幼稚園

- ・3歳から 小学校に入る 前までの 子どもを、1日 4時間くらい 預けることができます。
- ・子どもは 遊びながら、いろいろなことを 勉強します。
- ・幼稚園に入りたいときは、幼稚園で 申し込んでください。

【詳しくは】幼稚園 ⇒ 5-35

■認定こども園

- ・お父さんと お母さんが 働いていても 働いていなくても、子どもを 預けることができます。
- ・幼稚園のように、子どもは 勉強します。働いている 親のために、子どもの 世話も します。

【認定こども園の入り方】

お父さんと お母さんが 働いているため、子どもの 世話を してほしいときは、市役所で 申し込みます。

幼稚園のように、子どもに 勉強させたいときは、認定こども園で 申し込みます。

【詳しくは】認定こども園 ⇒ 5-36

【問合せ先】水戸市幼児保育課 Tel 029-232-9243

■一時預かり

- ・短い 時間や 1日だけ、保育所や 認定こども園に 子どもを 預けることができます。例えば、親が 病気になる とき、急用の ときです。
- ・「わんぱーく・みと」、「はみんぐぱーく・みと」、「スマイルキッズ」という 施設でも、一時預かりが あります。

【詳しくは】一時預かり（保育所、認定こども園） ⇒ 5-37

一時預かり（わんぱーく・みと、はみんぐぱーく・みと、スマイルキッズ） ⇒ 5-38

【問合せ先】水戸市こども政策課 Tel 029-350-5577

(4) 障害のある子どもへの支援

心や体、精神に障害のある子どもを助けるサービスがあります。

■通所支援サービス

18歳までの障害のある子どもを助けるサービスがあります。施設に通ってサービスを受けます。

- ・生活するときの体の動きを練習します。
- ・ほかの人と一緒に生活できるように練習します。
- ・ひとりでも生活できるように練習します。

【問合せ先】水戸市障害福祉課 Tel 029-350-8084

■子ども発達支援センター「すくすく・みと」

「すくすく・みと」では、子どもの成長で心配なこと、悩んでいることを聞けます。専門の人と話すことができます。18歳までの子どものことを聞くことができます。

- ・水戸市子ども発達支援センター「すくすく・みと」Tel 029-253-3650
〒310-0041 水戸市上水戸4-7-24

【詳しくは】子ども発達支援センター「すくすく・みと」⇒ 5-39

■障害のある子どものためのお金

障害のある子どもと、そのお父さんとお母さんなど、子どもの世話をしている人を助けるために、手当（お金）がもらえます。しかし、収入が多い人は、お金がもらえないことがあります。市役所で聞いてください。

・特別児童扶養手当

心や体、精神に障害のある19歳までの子どもを育てている人がもらうお金です。

【詳しくは】特別児童扶養手当 ⇒ 5-40

しょうがいじふくしてあて
・障害児福祉手当

こころ からだ せいしん しょうがい たくべつ たす ひつよう さい こ
心や体、精神に障害があるため、いつも特別な助けが必要な19歳までの子
どもがもらうお金です。

くわ
【詳しくは】 しょうがいじふくしてあて ⇒ 5-41

しんしんしょうがいじ しゃ ふくしてあて
・心身障害児（者）福祉手当

こころ からだ せいしん おも しょうがい ひと かね み とし ねん いじょう す
心や体、精神に重い障害がある人がもらうお金です。水戸市に1年以上住
んでいる人がもらえます。

くわ
【詳しくは】 しんしんしょうがいじ しゃ ふくしてあて ⇒ 5-42

といあわ きき み とし しょうがいふくし か
【問合せ先】 水戸市障害福祉課 Tel 029-232-9173

おや かてい しえん
(5) ひとり親家庭への支援

ひとりで子どもを育てているお父さん、お母さんを助けるための制度があります。
しかし、収入が多い人は使えないことがあります。市役所で聞いてください。

せいど
■どんな制度がありますか

じどうふようてあて
・児童扶養手当

ひとりで17歳までの子どもを育てている、お父さん、お母さんがもらうお金
です。子どもに重い障害があるときは、19歳までもらえます。

くわ
【詳しくは】 じどうふようてあて ⇒ 5-43

い じじょういくてあて
・遺児養育手当

お父さん、お母さんが死んだあと、その子どもを育てている人がもらうお金
です。水戸市に1年以上住んでいて、高校を卒業するまでの子どもを育てている人
がもらえます。

くわ
【詳しくは】 い じじょういくてあて ⇒ 5-44

といあわ きき み とし せいさくか
【問合せ先】 水戸市子ども政策課 Tel 029-232-9176

• **ひとり親医療福祉費助成制度（マル福制度）**

お父さんかお母さんのどちらかひとりしかない家は、マル福制度が使えます。
医療保険に入っている親と子どもが病院に行くとき、払うお金が少なくなります。

【詳しくは】 ひとり親医療福祉費助成制度（マル福制度） ⇒ **5-45**
【問合せ先】 水戸市国保所年金課 Tel 029-232-9166

6 教育

6-1 小学校・中学校

日本人の6歳から15歳までの子どもを持つ親は、子どもを学校に通わせなければなりません。外国籍の子どもも、同じように学校に通うことができます。水戸市の公立学校に通うときは、お金がかかりません。しかし、小学校の給食費（昼ごはんのお金）は払います。



【お金を払わないで学校に通える期間】

小学校から中学校までの9年間です。

日本の学校の1年間は4月から3月までです。

小学校…6年間（6歳から12歳まで）通います。

中学校…3年間（12歳から15歳まで）通います。

【問合せ先】

【給食について】水戸市学校保健給食課 TEL 029-306-8627

■学校に通うとき

住んでいる場所で、通う学校が違います。「水戸市立校学区検索」で調べることができます。

子どもが小学校に入る前に、教育委員会から手紙が届きます。

海外から日本に来た子どもが学校に通うときは、教育委員会に聞いてください。

引っ越しして違う学校に通うときは、学校に聞いてください。

障害のある子どもが通うクラス（特別支援学級）や学校（特別支援学校）もあります。



【詳しくは】

水戸市立小学校・中学校一覧 ⇒ 6-1

水戸市立校学区検索 ⇒ 6-2

特別支援学校 ⇒ 6-3

【問合せ先】

水戸市学校管理課 TEL 029-306-8673

■子どもが日本語がわからないとき

学校の先生は日本語で教えます。子どもが日本語がわからないときは、学校が教育委員会に聞いてください。日本語指導員（先生）が日本語を教えます。

また、ボランティアが、外国人の子どもに日本語を教える教室もあります。詳しくは、39ページ「6-4（3）子どものための日本語教室」を見てください。

【問合せ先】

みとしそごうきょういくけんきゅうしよ
水戸市総合教育研究所 TEL 029-244-1331

■就学援助制度

収入が少ない家は、子どもが学校で必要なものを買うお金を助けてもらえることがあります。市役所で聞いてください。

【詳しくは】 就学援助制度 ⇒ 6-4

【問合せ先】 みとしがっこうかんりか
水戸市学校管理課 TEL 029-306-8673

6-2 高等学校（高校）

中学校を卒業した人は、高校に通うことができます。高校に入るためには、試験を受けます。高校は3年間通います。日本では、大学に入るため、仕事を探すため、ほとんどの人が高校に通います。

また、仕事に必要なことを勉強する学校（専修学校、専門学校）もあります。どんな高校に通いたいのか、学校の先生に聞いてください。

【詳しくは】 いばらきけん けんないこうこういちらん
茨城県「県内高校一覧」 ⇒ 6-5

【問合せ先】 いばらきけんきょういくいんかい
茨城県教育委員会 TEL 029-301-5251, 029-301-5148

6-3 大学

高校を卒業した人は、大学に通うことができます。大学に入るためには、試験を受けます。大学は、公立大学と私立大学があります。そのほか、専門職大学や短期大学などもあります。

【詳しくは】 いばらきけん けんないだいがくいちらん
茨城県「県内大学一覧」 ⇒ 6-6

6-4 にほんご まな 日本語を学ぶ

にほんご べんきょう 勉強したいときは、ふた ほうほう 2つの方法があります。

(1) にほんご がっこう かよ 日本語学校に通う

にほんご がっこう 日本語学校には、いろいろな コースが あります。だいがく はい 大学に入るため、しごと 仕事のため、にほんご のうりよくしけん にほん しかく と 日本語能力試験や 日本の 資格を 取るために べんきょう 勉強できます。プロの にほんご きょうし おし 日本語教師が 教えます。

くわ み と し ない にほんご がっこういちらん
【詳しくは】水戸市内の日本語学校一覧 ⇒ 6-7

(2) にほんご きょうしつ かよ 日本語教室に通う

み と し こくさいこうりゅう にほんご べんきょう 水戸市国際交流センターでも、日本語を 勉強することができます。せいかつ つか に 生活で 使う にほんご べんきょう 日本語を 勉強します。いろいろな じょうほう し と も 情報を 知ること、とも つく 友だちを 作ることができます。行きたい ひ にほんご きょうしつ さが 日の 日本語教室を 探してください。

くわ み と し こくさいこうりゅう にほんご きょうしついちらん
【詳しくは】水戸市国際交流センター日本語教室一覧 ⇒ 6-8

いばら き けんこくさいこうりゅうきょうかい けんない にほんご きょうしつ
茨城県国際交流協会「県内の日本語教室」 ⇒ 6-9

といあわ さき み と し こくさいこうりゅう
【問合せ先】水戸市国際交流センター Tel 029-221-1800

(3) こ 子どものための にほんご きょうしつ 日本語教室

にほんご が わからない こ 子どもに ボランティアが にほんご おし 日本語を 教えます。がっこう せいかつ つか 学校や生活で 使う にほんご べんきょう 日本語を 勉強できます。まいにち にちようび べんきょう 毎週 日曜日に 勉強します。この教室で べんきょう 勉強したいときは、がっこう き 学校で 聞いてください。

といあわ さき こ かよ がっこう
【問合せ先】子どもが通う学校

み と し こくさいこうりゅう
水戸市国際交流センター Tel 029-221-1800

7 ねんきん ぶくし 年金・福祉

7-1 ねんきん 年金

ねんきんは、みんなから お金を 集めて、ねんれい たか 高い 人や 病気、けがで 障害がある人を 助ける 制度です。年金は、2種類 あります。

■ こうせいねんきん 厚生年金

「厚生年金」は、会社で 働いている 人が 入ります。働いている 会社が、毎月の 給与から 保険料を 引きます。



【詳しくは】 日本年金機構 [年金] ⇒ 7-1

■ こくみんねんきん 国民年金

「国民年金」は、自分で ビジネスをしている 人、厚生年金に 入っていない 人が、入ります。納付書が 郵送で 届きます。自分で 払ってください。

【詳しくは】 国民年金制度の概要 ⇒ 7-2

※ だつたいいち じ きん 脱退一時金

「脱退一時金」は、日本の 年金をやめて 日本から 出る 人が、もらうことができます。日本で 保険料を 6か月が それより 長く 払った 人が、もらうことができます。日本を 出てから 2年以内に、日本年金機構に 申し込んでください。

【詳しくは】 日本年金機構 ⇒ 7-3

※ にほん じ ぶん く に ねんきん はい 日本と自分の国で年金に入っているとき

日本と自分の国で年金に入っている人は、2つの国から年金をもらえることがあります。日本と自分の国が、協定を結んでいることが必要です。しかし、脱退一時金をもらった人は、もらえる年金が少なくなります。

【詳しくは】 社会保障協定 ⇒ 7-4

【問合せ先】 水戸市国保年金課 Tel 029-232-9529

7-2 介護保険

介護保険は、40歳以上の人からお金を集めて、介護が必要になった人を助ける制度です。年をとって、動けなくなったとき、病気がなくなったときに世話をしてもらうことができます。

3か月より長く日本に住んでいる人は、介護保険に入ります。



■保険料

- ・40歳から64歳までの人は、介護保険料と医療保険料と一緒に払います。
- ・65歳以上の人は、年金から介護保険料を払います。年金から払えないときは、市役所から納付書が届きます。市役所、郵便局、銀行、コンビニで払います。

■介護サービスを使いたいとき

- ① 介護サービスは、65歳から使うことができます。
- ② 介護サービスを受けたいときは、市役所に聞いてください。介護レベルを決めるために、市役所がその人の様子を見に来ます。これを「介護認定」といいます。
- ③ 介護レベルが決まったあと、どの介護サービスを受けるのかわかる介護サービス計画（ケアプラン）を作ってもらいます。
- ④ ケアプランが決まったあと、介護サービスを使うことができます。
- ⑤ 介護サービスにはお金がかかります。サービスで値段が違います。

【詳しくは】介護保険制度について ⇒ 7-5

【問合せ先】水戸市介護保険課 Tel 029-232-9177

7-3 障害福祉

(1) 障害者の手帳

心と体、精神に障害のある人は、特別な手帳を持ちます。いろいろなサービスを受ける時必要です。障害の種類で、手帳が違います。

- ・「身体障害者手帳」・・・体に障害がある人
- ・「療育手帳」・・・知的障害がある人
- ・「精神障害者保健福祉手帳」・・・精神の病気で、毎日の生活が大変な人

【詳しくは】身体障害者手帳 ⇒ 7-6

療育手帳 ⇒ 7-7

精神障害者保健福祉手帳 ⇒ 7-8

【問合せ先】水戸市障害福祉課 Tel 029-232-9173

(2) 障害福祉サービスを使いたいとき

障害のある人、難病（治すことが難しい病気）の人を助けるサービスです。毎日の生活（食べること、お風呂に入ることなど）を手伝ってもらえます。自分で練習できるように練習します。

【詳しくは】障害者福祉 ⇒ 7-9

【問合せ先】水戸市障害福祉課 Tel 029-350-8084

(3) 重度心身障害者の医療福祉費助成制度（マル福制度）

重い障害のある人は、マル福制度が使えます。医療保険に入っている人が使えます。病院に行ったとき、払うお金が少なくなります。しかし、収入の多い人は、使えないことがあります。

【詳しくは】重度心身障害者の医療福祉費助成制度（マル福制度） ⇒ 7-10

【問合せ先】水戸市国保年金課 Tel 029-232-9166

7-4 生活保護

生活に困っている人は、市役所からお金をもらえることがあります。外国籍の人でももらえます。お金をもらえる期間は、自分で生活できるまでです。

生活に困っている人とその家族は、必ず先に次のことをしてください。しかし、次のことができないとき、生活に困るときは、市役所に聞いてください。

- ・貯金を生活のために使うこと。
- ・生活するために、住んでいない土地や建物を売ること。
- ・仕事を探して働くこと。
- ・お金をもらえる制度（年金、手当）を使うこと。
- ・家族や親せきに助けてもらうこと。

【詳しくは】生活保護について ⇒ 7-11

厚生労働省「生活保護制度」 ⇒ 7-12

【問合せ先】水戸市生活福祉課 Tel 029-232-9171

7-5 生活困窮者自立支援制度

お金がなくて生活できない人、仕事がなく困っている人は、市役所に聞いてください。安心して生活するために、どうしたらいいか、聞くことができます。

【問合せ先】水戸市自立相談支援室 Tel 029-291-3941

8 住居・コミュニティ

8-1 家を借りるとき

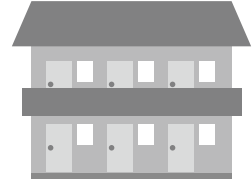
家を借りるときは、「賃貸住宅」と「公営住宅」があります。

(1) 賃貸住宅

「賃貸住宅」は、大家さん（家を貸す人）に家賃を払います。借りるときは、不動産屋で、借りたい家を探します。

※日本では、賃貸住宅を借りるとき、「連帯保証人」が必要
なことがあります。不動産屋で聞いてください。

❖連帯保証人は、家を借りた人が、家賃を払うことができないときに、代わりに家賃を払う人です。



【詳しくは】国土交通省「賃貸住宅の基本知識と探し方」⇒ 8-1

(2) 公営住宅

「公営住宅」は、茨城県や水戸市から借ります。家賃は借る人の収入で違います。お金に困っている人でも安く借りることができます。公営住宅を借りるときは、いろいろなルールがあります。借りたい人は茨城県住宅管理センターで申し込んでください。

【詳しくは】茨城県住宅管理センター ⇒ 8-2

茨城県「公営住宅」⇒ 8-3

公営住宅 ⇒ 8-4

【問合せ先】一般財団法人茨城県住宅管理センター Tel 029-297-8360

8-2 ひっこし

(1) ひっこしに必要の手続き

17ページ「3-2 (2) ひっこしするとき」を見てください。市役所で必要な手続きをしてください。

(2) ひっこしするときの準備

家具や荷物が自分で運べないときは、ひっこしの会社にお問い合わせすることができません。荷物を運ぶこと、家具を並べることをしてもらえます。会社やサービスで値段が違います。

賃貸住宅に住んでいる人は、ひっこしの日を大家さんに言ってください。水道・電気・ガスを止める手続きをしてください。(8-3「水道・電気・ガス」を見てください。)

(3) ひっこしをする日

ひっこしをする日は、住んでいた部屋をきれいに掃除してください。ごみ、いらぬものは残さないでください。ひっこしをする日は、大家さんが部屋を見に来ます。部屋を直す必要があるときは、お金がかかります。

(4) 住所が変わったあとの手続き

市役所で住所を変えたあと、カードなどの住所を変える手続きをします。
たとえば…在留カード／携帯電話／クレジットカード／銀行／運転免許証 など

8-3 すいどう でんき ガス

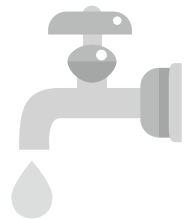
(1) すいどうについて

■すいどうを使うとき

水道を使うときは、次のどちらかのことをしてください。

① 市役所の水道部お客様受付センターに電話します。

② 市役所で「水道使用開始申込書」を出します。



■水道料金

- 水道料金は、基本料金（使わなくてもかかるお金）と従量料金（使った分のお金）のどちらも払います。
- 2か月に1回払います。
- 下水道（トイレなどの水）の使用料（お金）と一緒に払います。
- 銀行、コンビニで払います。銀行口座からの振替、クレジットカードやスマートフォンでも払うことができます。

■水道を止めるとき

水道を止めるときは、次のどちらかのことをしてください。

- 市役所の水道部お客様受付センターに電話します。
- 市役所で「水道使用中止届」を出します。

※使った分のお金を払わなければなりません。払いは、電話で聞いてください。

【詳しくは】上水道 ⇒ 8-5

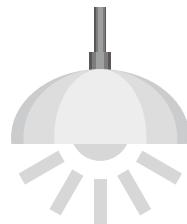
【問合せ先】水戸市水道部お客様受付センター Tel 029-231-4111

(2) 電気について

■電気を使うとき

電気を使うときは、次のことをしてください。

- 電気を使う日を決めます。
- 電力会社に申込みます。（電力会社はいくつかあります。選ぶことができます。）
- 使う日に、ブレーカーのスイッチを入れます。



■電気料金

- 電気料金は、使った電気の量で違います。毎月、どのくらい使ったのか電力会社から通知書が届きます。
- 銀行やコンビニで払います。銀行口座からの振替、クレジットカードでも払うことができます。

■電気を止めるとき

- 電気を止める日を決めます。
- 電力会社に電話します。

(3) ガスについて

家で使うガスは、都市ガスとプロパンガスがあります。使うガスは、住んでいる場所で違います。自分の家で使うガス機器は、ガスの種類と合うものを買ってください。



■ガスをを使うとき

ガスをを使うときは、次のことをしてください。

- ① ガスをを使う日を決めます。
- ② ガス会社に申込みます。(ガス会社はいくつかあります。選ぶことができます。)
- ③ 使う日に、ガス機器を見るために、ガス会社の人が来ます。そのあと、ガスが使えます。ガス会社の人は、ガス機器の使い方を教えてくれます。

※ガス機器を使うときは、部屋の空気を入れ替えてください。

■ガス料金

- ・ガス料金は、基本料金(使わなくてもかかるお金)と従量料金(使った分のお金)のどちらも払います。
- ・銀行、コンビニで払います。銀行口座からの振替や、クレジットカードでも払うことができます。

■ガスを止めるとき

- ① ガスを止める日を決めます。
- ② ガス会社に電話します。
(「お客様番号」をガス会社に言うと手続きが早いです。)
- ③ ガスを止める日に、ガス会社の人がガスメーターを止めます。

8-4 電話・インターネット

(1) 電話

■電話番号

- ・日本の固定電話の番号は10桁です。携帯電話の番号は11桁です。
- ・固定電話番号の最初の2桁から4桁は場所で違います。水戸市は「029」が多いです。これを市外局番といいます。固定電話で市外へ電話するとき、携帯電話から電話するときは市外局番をつけてください。

■^{けいたいでんわ}携帯電話

スマートフォンなどの^{けいたいでんわ}携帯電話がほしいときは、^{けいたいでんわ}携帯電話ショップや^{でんきや}電気屋さんで買うことができます。インターネットで買うこともできます。

- ・買うときに^{ひつよう}必要なもの
…^{みぶんしょうめいしょ}身分証明書（^{ざいりゆう}在留カード、^{うんてんめんきょしょう}運転免許証、^{マイナンバーカード}など）
- ・お金を^か払うときに^{ひつよう}必要なもの
…^{にほん}日本の^{ぎんこうこうざ}銀行口座の^{キャッシュカード}キャッシュカードか^{よきんつうちゆう}預金通帳

■^{こうしゅうでんわ}公衆電話

駅や^{こうしゅうでんわ}公共施設などには、^{こうしゅうでんわ}公衆電話があります。10円か100円を入れると使えます。
※100円を入れても、おつりは^で出ません。

■^{こくさいでんわ}国際電話のかけ方

^{かいがい}海外に^{でんわ}電話するときは、^{つぎ}次のように^{ばんごう}番号を入れます。
^{でんわ}電話会社の^{しきべつばんごう}識別番号 (0033 か 001) +010 +^{あいてこくばんごう}相手国番号
+^{しがいきよばん}市外局番 +^{あいて}相手の^{でんわばんごう}電話番号

(2) インターネット

^{いえ}家で^{インターネット}インターネットを使う^{つか}方法は^{ほうほう}いくつかあります。

- ・^{ゆうせん}有線タイプ：^{ひかりかいせん}光回線を^{けいやく}契約する
- ・^{むせん}無線タイプ：^{モバイル}モバイル Wi-Fi を^{けいやく}契約する
- ・スマートフォンなどの^{たんまつ}端末（^{SIM}SIMカード）で^{つうしん}通信する
^{ゆうせん}有線タイプは、^{ケーブルテレビ}ケーブルテレビ回線などもあります。^{りょうきん}料金や^{つか}使い方で^{えら}選んでください。
^{くわ}詳しくは、^{でんきや}電気屋さんや^{けいたいでんわ}携帯電話ショップで^き聞いてください。

8-5 テレビ・新聞

(1) テレビ

■^{テレビチャンネル}テレビチャンネル

^{みとし}水戸市で^{みる}見ることが^{できる}できる^{ちじょうは}地上波チャンネルは、^{こうきょうほうそう}公共放送（NHK）と^{みんかん}5つの民間放送があります。NHKは、^{かね}お金がかかります。

BS放送とCS放送を^{みる}見るときは、^{かね}お金がかかります。^み見たいときは、^{でんきや}電気屋さんで^き聞いてください。

■^{こうきょうほうそう}公共放送 (NHK) について

家にテレビがある人は、NHKの^{じゅしんりょう}受信料（お金）を^{はら}払わなければなりません。

NHKは、^{ちじょうは}地上波とBSのチャンネルがあります。テレビの^{かず}数とチャンネルの^{しゅるい}種類で、^{じゅしんりょう}受信料が^{ちが}違います。

^{くわ}【詳しくは】NHK「^{じゅしんりょう}受信料」⇒ 8-6

(2) ^{しんぶん}新聞

日本は、いろいろな^{しんぶん}新聞があります。^{しんぶん}新聞を^{まいにち}毎日家に^{とど}届けてほしいときは、^{しんぶん}新聞^や屋さんで^{もうしこ}申し込んでください。

^{みと}水戸市^{しこくさいこうりゅう}国際交流センターでは、^{にほんご}日本語と^{えいご}英語の^{しんぶん}新聞を^{むりよう}無料で^よ読むことができます。

■^{みと}水戸市^{しこくさいこうりゅう}国際交流センターで^よ読める^{しんぶん}新聞

- ・^{いばらぎ}茨城^{しんぶん}新聞（^{にほんご}日本語）⇒ 8-7
- ・The Japan Times／The New York Times（^{えいご}英語）⇒ 8-8
- ・^{ちゅうごくけいざい}中国経済^{しんぶん}新聞（^{にほんご}日本語）⇒ 8-9

8-6 ごみ

(1) ごみの分け方・出し方

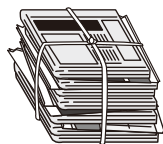
ごみの分け方・出し方には、ルールがあります。次の種類に分けてください。分けたごみは、集積所（ごみを出す場所）に出してください。集積所がどこにあるか近所の人に聞いてください。

ごみを集める日は、住んでいる場所、ごみの種類で違います。ごみを違う日に出したとき、ごみの分け方が違うとき、市役所は、ごみを集めません。

ごみは、集める日の8:00amまでに教えてください。

■資源物 ⇒ リサイクルできるごみ

紙へリサイクルできるもの



種類別にひもで十文字（縦と横）にしばります。

同じものへリサイクルできるもの



ごみは種類で分けます。中が見える袋に入れます。

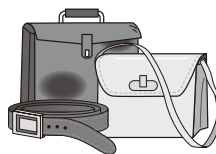
希少金属（レアメタル）が入っている小型家電



回収ボックスに入れます。（回収ボックスは、市役所、市民センター、図書館にあります。）

■燃えるごみ

資源物にならないもの・燃やせるもの



水戸市のごみ袋（黄色）に入れます。（袋に入らないごみは、「ごみ処理券」を貼ります。）

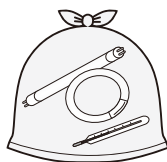
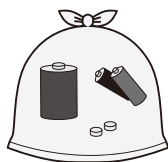
■燃えないごみ

資源物にならないもの・燃やせないもの



水戸市のごみ袋（水色）に入れます。（袋に入らないごみは、「ごみ処理券」を貼ります。）

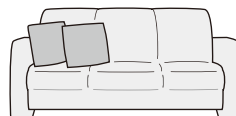
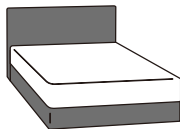
■有害ごみ



ごみは、種類で分けます。中が見える袋に入れます。

■粗大ごみ

大きい家具



出す前に、コールセンターに申し込んでください。

【詳しくは】ごみの出し方 ⇒ 8-10

【問合せ先】[水戸市のごみの分け方・出し方について] 水戸市ごみ減量課 Tel 029-232-9114

[集める日、集積所について] 水戸市清掃事務所 Tel 029-297-5821

[粗大ごみを出すとき] コールセンター Tel 029-350-8101

8-7 町内会

近所の人と助け合って生活していくことは大切です。日本には、「町内会」や「自治会」という地域の集まり（コミュニティ）があります。同じ地域に住む人が集まってみんなで活動します。町内会・自治会には、外国人市民も入ることができます。

■町内会・自治会はなにをしますか？

- ・地域の情報、市役所からの情報を伝えること
- ・道路、公園、ごみの集積所を掃除すること
- ・夜安心して歩くことができるために街灯を付けること。壊れた街灯を直すこと。
- ・災害のときに困らない準備をすること
- ・地域でイベントをすること

■町内会・自治会に入りたとき

- ① 近所の人や近くの市民センターで、町内会の会長がだれか聞いてください。
- ② 会長に申し込んでください。

■みと町内会・自治会カード

町内会に入ると「みと町内会・自治会カード」をもらえます。それをお店で見ると、払うお金が安くなる場合があります。

■市民センター

市民センターは、地域にあるコミュニティセンターです。水戸市には34の市民センターがあります。町内会・自治会の集まりと活動に使います。

また、市民センターでは、イベントに参加すること、証明書を取ることができます。

【詳しくは】町内会について ⇒ 8-11

市民センター一覧 ⇒ 8-12

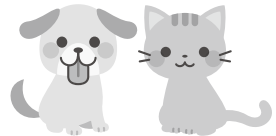
【問合せ先】水戸市市民生活課 Tel 029-232-9151

8-8 ペット

(1) ペットを飼うとき

ペット（動物）を飼っている「飼い主」は、次のことを守ってください。

- ・動物の正しい飼い方を学んでください。
- ・動物が死ぬまで世話をしてください。



- ・近所の人が困ることをしないでください。
- ・ペットをたくさん飼えないときは、増えない（生まれない）ように、手術してください。
- ・動物から移る病気（感染症）について学んでください。
- ・飼い主がわかるように名札がマイクロチップを付けてください。犬は鑑札を付けてください。ペットが盗まれたとき、迷子になったとき、すぐに、飼い主がわかります。
- ※家を借りている人は、ペットを飼うことができないこともあります。ペットを飼う前に、大家さんに聞いてください。

【詳しくは】 ペットの飼い主へ ⇒ 8-13

(2) 犬を飼うとき

- ・犬を外で飼うときは、繋いで、逃げないようにしてください。犬の放飼いは禁止です。
- ・犬の散歩のときは、リード（紐）をつけてください。
- ・散歩のとき、犬がしたふんは、家に持ち帰って捨ててください。

■犬の登録

新しく犬を飼うとき、飼い始めた日から30日以内に登録してください。登録のあと、「鑑札」をもらえます。鑑札は犬の首輪に付けてください。登録にかかるお金は、1頭3,000円です。登録できる場所は2つあります。

- ・水戸市動物愛護センター（〒311-4153 水戸市河和田町999）
- ・動物病院 ※登録できない病院もあります。行く前に聞いてください。

■届出するとき

次のときは、水戸市動物愛護センターで手続きしてください。

- ・水戸市に引っ越してきたとき
- ・犬の飼い主が変わったとき
- ・犬が死んだとき

■予防注射

生まれてから90日を過ぎた犬は、1年に1回、狂犬病の予防注射を受けなければなりません。予防注射の受け方は2つあります。

❖集合注射

- 決まった場所で、決まった日に、予防注射を受けます。受ける場所はいくつかあります。どの場所でもお金は同じです。
- 集合注射のときは、たくさんの犬が集まります。飼い犬が暴れたときに、周りの人が困らないよう、飼い主は犬をコントロールしてください。

❖個別注射

- 動物病院で、受けたい日に予防注射を受けることができます。お金は、病院で違います。

※注射のあと注射済票をもらいます。鑑札と同じように首輪に付けてください。

【詳しくは】犬を飼っている人へ ⇒ 8-14

【問合せ先】水戸市動物愛護センター Tel 029-350-3800

(3) 猫を飼うとき

猫を飼うときは家の中で飼ってください。家の中で飼えないときは、不妊去勢手術（子どもができないようにする手術）をしてください。

【詳しくは】猫を飼っている人へ ⇒ 8-15

【問合せ先】水戸市動物愛護センター Tel 029-350-3800

8-9 郵便局・宅配

(1) 郵便局

郵便局では、次のことができます。

- 手紙や荷物を送ること（国内郵便・国際郵便）
- 貯金の口座を開くこと
- 国内や海外へお金を送ること、お金を振込むこと、日本のお金を外国のお金に換えること
- 保険に入ること

【詳しくは】日本郵便「郵便局の検索」 ⇒ 8-16

【問合せ先】日本郵便

(2) 宅配

大きな荷物を送りたいときは、宅配便を使うことができます。宅配の会社で
おやおもつ おく
たたくはいびん つか
たたくはい かいしゃ かね
おみや
やサービスが違います。

■日本の宅配会社

- ・日本郵便 ⇒ 8-17
- ・ヤマト運輸 ⇒ 8-18
- ・佐川急便 ⇒ 8-19

8-10 銀行・電子マネー

(1) 銀行

■銀行に預金口座を開きたいとき

銀行口座を開くとお金の出し入れができます。会社から給料をもらうとき、
ぎんこうこうざ ひら
ぎんこう かいしゃ ぎゅうりょう てん
きんごう
き ぐあすいどう かね はら つか
電
気・ガス・水道のお金を払うときに使うことができます。

❖口座を開くときに必要なもの

- ・在留カード、パスポート
- ・ハンコ (印鑑)
- ・社員証か学生証

※銀行で使うハンコは、銀行だけで使ってください。実印は、銀行で使わない
ぎんこう つか
※銀行で 使う ハンコは、 銀行だけで 使ってください。実印は、 銀行で 使わない
でください。

※銀行口座を開く日に残りの在留期間が3か月かそれより短い人は申込み
ぎんこうこうざ ひら ひ のこ ゑいりゅう き かん げつ
※銀行口座を 開く日に 残りの 在留期間が 3か月か それより 短い 人は 申込み
ことができません。

※海外送金のことは、銀行の窓口で聞いてください。

■ATMについて

ATMは、銀行口座からお金を出し入れる機械です。銀行やコンビニにあります。
ぎんこうこうざ かね だ い きかい ぎんこう
ATMを 使う 時間は決まっています。使う時間で、手数料(お金)がかかること
も あります。外国語で使うことができるATMもあります。

(2) 電子マネー

現金を使わないでお金を払うことができます。電子マネーは、いろいろな種類があります。種類で使い方が違います。使う前にチャージする(カードにお金を入れる)方法と、お金をあとから払う方法があります。

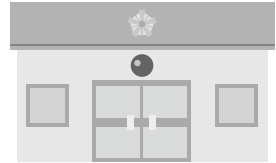
■電子マネーの種類

- 電車やバスで使う
⇒モバイルSuica, ICカード: Suica, PASMO, いばっぴ など
- コンビニやスーパーで使う
⇒nanaco, WAON, 楽天Edy など
- スマートフォンで払う
⇒Apple Pay, PayPay, LINE Pay など

8-11 交番・駐在所

■交番・駐在所

交番や駐在所は、犯罪やトラブルが起きたとき、落し物をしたときに相談することができます。どこに交番・駐在所があるか調べてください。



【詳しくは】茨城県警察「交番・駐在所一覧」 ⇒ **8-20**
【問合せ先】茨城県警察 Tel 029-233-0110

9 交通

9-1 車 (自動車)・オートバイ



(1) 大切な基本のルール

- 日本では車、オートバイ、自転車は、左側を走ります。
- お酒を飲んで車を運転してはいけません。運転免許が取消しになります。
2年以上、運転免許を取ることができません。
- 運転免許無しで車を運転することはできません。
- 運転するときは、携帯電話を使ってはいけません。
- 車に乗るときは、全員がシートベルトをします。
- 車に6歳までの子どもを乗せるときは、チャイルドシートを使います。
- オートバイを運転するときは、ヘルメットをかぶります。

【詳しくは】警視庁「日本の交通ルール」⇒ 9-1

茨城県警察「チャイルドシートの着用」⇒ 9-2

(2) 運転免許

車とオートバイを日本で運転するときは、①から③の運転免許証が1つ必要です。

- ① 日本の運転免許証 *免許証には有効期限(いつまで使えるか)があります。
- ② 国際運転免許証
- ③ ②の国際運転免許証がない次の国や地域の運転免許証(2020年6月現在)

エストニア、スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾

【詳しくは】警視庁「国際運転免許証で日本国内を運転するには」⇒ 9-3

(3) 日本の運転免許を取る(外国の運転免許証を持っている人)

運転免許センターで、試験を受けます。

・試験は2つあります。

一 学科試験: 交通ルールのテスト

一 実技試験: 車の運転ができるかどうかのテスト

※学科と実技の試験を受けなくてもいいことがあります。国や地域で違います。

【詳しくは】茨城県「外国免許から日本免許への切替」⇒ 9-4

【問合せ先】茨城県警察の運転免許センター Tel 029-293-8811

〒310-3116 茨城県長岡3783-3

(4) 日本の運転免許を取る (外国の運転免許証を持っていない人)

- 自動車教習所 (自動車学校) で 交通ルールと 運転を 学びます。教習所が 終わったあと、運転免許センターで 学科試験を受けます。
- 運転免許センターで 学科試験と 実技試験を受けることも できます。

■水戸市内の自動車教習所

茨城県自動車学校 Tel 029-247-6131

〒310-0846 水戸市東野町260

昭和自動車教習所 Tel 029-241-0300

〒310-0851 水戸市千波町1987

水戸第一自動車学校 Tel 029-251-5233

〒311-4151 水戸市姫子1-846-2

【問合せ先】茨城県警察の運転免許センター Tel 029-293-8811

〒310-3116 茨城町長岡3783-3

(5) 車の保険

車や オートバイを 買った人は、「自賠責保険 (自動車賠償責任保険)」に入らなければなりません。交通事故で、誰か けがをしたとき、死んだとき お金が出ます。

さらに、保険 (任意保険) に入ると、その お金が高くなります。

車や オートバイを 買った店や 保険会社で、保険に入ることができます。

【詳しくは】国土交通省「自動車総合安全情報」⇒ 9-5

(6) 車を置く場所

車を持っている人は、車を置く場所 (駐車場) を 警察に知らせなければなりません。

そして、「車庫証明」 (自動車を置く場所があることを証明する書類) を 警察でもらいます。

車を買うとき、引っ越しするときに 車庫証明が必要です。

【詳しくは】茨城県警察「自動車保管場所証明申請」⇒ 9-6

【問合せ先】水戸警察署 Tel 029-233-0110

茨城県警察交通規制課 Tel 029-301-0110

(7) 車両検査 (車検)

車やオートバイ (251cc以上) を持っている人は、2年か3年に1回、「車検」を受けなければなりません。車検は、車が安全に走れるかどうかを調べることです。車検のことは、車やオートバイを買った店やガソリンスタンド、自動車修理店で聞いてください。

9-2 自転車

(1) 大切な基本のルール

- ・自転車は車道の左側 (車が走る道の一番左) を走ります。
- ・次のときは、自転車で歩道を走ることができます。
 - －歩道に「自転車通行可」の標識 (自転車が走っても良いマーク) があるとき
 - －車道を走ることが危ないとき
 - －子どもや老人、障害のある人が自転車で乗るとき
- ・自転車で歩道を走るときは、次のことに気をつけてください。
 - －車道の近くを走ってください。
 - －すぐに止まれるようにゆっくり走ります。
 - －歩いている人が危険ではないように、自転車を降ります。止まります。
- ・自転車で乗るとき、次のことをしてはいけません。
 - －お酒を飲んだあと自転車で乗ること
 - －1台の自転車で2人で乗ること
 - －自転車が2台横に並んで走ること
- ・夜に走るときは、ライトをつけてください。
- ・12歳までの子どもは、自転車で乗るとき、ヘルメットをかぶります。



【詳しくは】警視庁「日本の交通ルール」⇒ 9-1

茨城県警察「自転車安全利用五則」⇒ 9-7

【問合せ先】茨城県警察本部交通総務課 Tel 029-301-0110

(2) 防犯登録

自^{じてんしゃ}転^も車^はを持^もつてい^る人^はは、自^{じてんしゃ}転^は車^の「防^{ぼうはん}犯^{とうろうく}登^{とう}録^{ろく}」をし^なけ^れば^なり^ませ^ん。
防^{ぼうはん}犯^{とうろうく}登^{とう}録^{ろく}は、自^{じてんしゃ}転^は車^が盗^{ぬす}ま^れた^とき^やど^こか^にず^つと置^おいた^まま^にな^って^いる^とき、
登^{とうろうく}録^{ばんごう}番^{ごう}号^で、だ^れの自^{じてんしゃ}転^は車^かわ^かり^ます。

自^{じてんしゃ}転^は車^を買^かっ^たと^きは、そ^の店^で、防^{ぼうはん}犯^{とうろうく}登^{とう}録^{ろく}が^でき^ます。

【問合せ先】 茨^{いばら}城^{きやう}県^{けん}警^{けい}察^{さつ}生^{せい}活^{かつ}安^{あん}全^{ぜん}総^{そう}務^む課^か Tel 029-301-0110

(3) 自^{じてんしゃ}転^{ちゆうしゃ}の^{じやう}駐^{ちゆう}車^{じやう}場^{じやう}

水^み戸^と駅^{えき}と赤^{あか}塚^{づか}駅^{えき}の周^{まわ}り^では、道^{どう}路^ろや歩^ほ道^{どう}に自^{じてんしゃ}転^は車^を停^とめ^ては^いけ^ませ^ん。長^{なが}い^じ時^じ間^{かん}停^とめ^てお^くと、市^し役^{やく}所^じが自^{じてんしゃ}転^は車^を別^{べつ}の^じ場^じ所^じに^も持^もっ^てい^きま^す。

「自^{じてんしゃ}転^{ちゆうしゃ}等^{とう}駐^{ちゆう}車^{じやう}場^{じやう}」を^つか^って^くだ^さい。自^{じてんしゃ}転^{ちゆうしゃ}等^{とう}駐^{ちゆう}車^{じやう}場^{じやう}は^つぎ^の場^ば所^じに^あり^ます。

- ・水^み戸^と駅^{えき}北^{きた}口^{ぐち}、南^{みな}口^{ぐち}
- ・赤^{あか}塚^{づか}駅^{えき}北^{きた}口^{ぐち}、南^{みな}口^{ぐち}

【詳しくは】 自^{じてんしゃ}転^{ちゆうしゃ}等^{とう}駐^{ちゆう}車^{じやう}場^{じやう}の^しよ^うほう^{ほう}につ^いて ⇒ 9-8

自^{じてんしゃ}転^{ちゆうしゃ}の^{ほう}ち^{ゆう}禁^{きん}止^し区^く域^{いき} ⇒ 9-9

【問合せ先】 水^み戸^と市^し生^{せい}活^{かつ}安^{あん}全^{ぜん}課^か Tel 029-224-1113

9-3 鉄^{てつ}道^{どう}

水^み戸^と駅^{えき}を^とお^り通^とる^{てつ}道^{どう}は^せん^の4^{せん}線^{せん}あ^りま^す。

- ・JR 常^{じょう}磐^{ばん}線^{せん} 東^{とう}京^{きやう}、土^{つち}浦^{うら} ⇄ 水^み戸^と ⇄ 日^ひ立^{たち}、福^{ふく}島^{しま}県^{けん}い^わき^わ・宮^{みや}城^{ぎやう}県^{けん}仙^{せん}台^{だい}
- ・JR 水^{すい}郡^{ぐん}線^{せん} 水^み戸^と ⇄ 大^{だい}子^こ、福^{ふく}島^{しま}県^{けん}郡^{ぐん}山^{さん}
- ・JR 水^み戸^と線^{せん} 水^み戸^と ⇄ 笠^{かさ}間^ま、栃^{とち}木^ぎ県^{けん}小^お山^{やま}
- ・鹿^か島^{しま}臨^{りん}海^{かい}鉄^{てつ}道^{どう} 大^お洗^{せん}鹿^か島^{しま}線^{せん} 水^み戸^と ⇄ 大^お洗^{せん}、鹿^か島^{しま}



電^{でん}車^{しゃ}に^の乗^のる^とき^は、乗^{じやう}券^{けん}を^えき^で買^かい^ます。電^{でん}車^{しゃ}に^よく^の乗^のる^ひ人^はは、IC^いカ^かード^あや^の定^{てい}期^き券^{けん}が^{べん}り^です。

■ IC^いカ^かード^あ (Suica^{すい}な^だ)

券^{けん}売^{ばい}機^きや^のコ^こン^こビ^びニ^で、お^かね^を IC^いカ^かード^にチャ^{ちやう}ージ^じし^ます。IC^いカ^かード^を自^じ動^{どう}改^{かい}札^{さつ}機^きに^あた^てる^だけ^で、電^{でん}車^{しゃ}に^の乗^のる^こと^がで^きま^す。

ス^まー^とフ^おン^のア^プリ[（]モ^バイ^ルSuica^など[）]を^つか^って^くだ^さい。使^{つか}う^{ほう}ほう^もあ^りま^す。

定期券 (通勤・通学用)

毎日、仕事や学校で電車に乗る人は、「定期券」が便利です。使う駅の間を、1か月か半年の間、いつでも何回でも乗ることができます。

1回ずつ乗車券を買うより運賃(お金)はとても安くなります。

[詳しくは] [乗換え案内, 時刻表等について] JR 東日本 ⇒ 9-10

[路線図について] JR 東日本 [路線図] ⇒ 9-11

[問合せ先] 水戸駅 [みどりの窓口]

9-4 路線バス

(1) バスの乗り方

水戸の路線バス(決められたルートを走るバス)の乗り方は、次のとおりです。



① バスの後ろのドアから乗ります。

② 運賃(お金)を現金で払う人は、バスに乗るとき、ドアの横の機械から「整理券」を取ります。

運賃をICカード、スマートフォンで払う人は、バスに乗るとき、ドアの横にある機械(センサー)にカードやスマートフォンを当てます。

③ 降りたいバス停が近づいたとき「降車ボタン」を押します。

降車ボタンは、壁や窓の近くに 있습니다。

④ 「運賃表示機」で自分の整理券の番号の運賃がいくらか見てください。

⑤ 運賃を払います。

現金で払う人は、運賃を整理券と一緒に運賃箱に入れます。バスの中で1000円以下は、両替ができます。5000円札と1万円札は、両替できません。

カードかスマートフォンで払う人は、運転手の横にある機械にカードかスマートフォンを当ててください。

[詳しくは・問合せ先]

茨城交通 ⇒ 9-12 Tel 029-251-2335

関東鉄道 ⇒ 9-13 Tel 029-247-5111

関鉄グリーンバス ⇒ 9-14 Tel 0291-33-3181

バス路線図(水戸駅起点) ⇒ 9-15

バス路線図(赤塚駅起点) ⇒ 9-16

9-5 高速バス

水戸市から東京や名古屋、仙台などに高速バスが走っています。

乗車券は、バス会社の営業所やコンビニで買うことができます。バスに乗るときに運転手から買うこともできます。

高速バスは、予約しなければならないバスがあります。乗る前に確かめてください。

(1) 高速バスの主な路線

■東京駅行き

【問合せ先】 茨城交通 茨田営業所 Tel 029-231-5268
関東鉄道水戸営業所 Tel 029-247-5111
JRバス関東水戸支店 Tel 029-221-2836

■成田空港行き (予約制)

【問合せ先】 茨城交通 勝田営業所 Tel 029-272-7311

■羽田空港行き (予約制)

【問合せ先】 茨城交通 勝田営業所 Tel 029-273-7311

■茨城空港行き

【問合せ先】 茨城交通 太田営業所 Tel 0294-72-2191
関東鉄道水戸営業所 Tel 029-247-5111

【詳しくは】

茨城交通高速バス ⇒ 9-17

関東鉄道高速バス ⇒ 9-18

JRバス関東 ⇒ 9-19

9-6 茨城空港

茨城空港からは、国内線と国際線の飛行機に乗ることができます。



国内線：茨城 ↔ 札幌や神戸 など

国際線：茨城 ↔ 上海や台北 など

水戸から茨城空港まで、高速バスや車で1時間ぐらいで行くことができます。

空港の駐車場は、お金がかかりません。

所在地：小美玉市与沢1601-55 Tel 0299-37-2800

【詳しくは】茨城空港 ⇒ 9-20

10 みとし 水戸市について

10-1 水戸市は どんな ところ？

水戸市は、茨城県の真ん中にあります。水戸市の冬は、少し寒くなります。1年でみると、穏やかな天気の日が多いです。

江戸時代は、将軍の親戚（水戸徳川家）が水戸を治めていました。そのころは、水戸は関東地方で一番大きな城下町（城を中心としたまち）でした。侍の時代が終わり明治時代になると、水戸には、茨城県の役所（県庁）が置かれました。商店や銀行などの建物がたくさんあって、いろいろなイベントも行われる茨城県の中心地になりました。

2020（令和2）年4月1日には、茨城県で初めて「中核市」になりました。

■人口 269,321人（2020（令和2）年5月1日時点）

■面積 217.43km²

【詳しくは】水戸市の概要について ⇒ 10-1

【問合せ先】水戸市政策企画課 Tel 029-232-9104

10-2 水戸市内の観光スポット

(1) 偕楽園（水戸市見川1-1251 Tel 029-244-5454）

日本で最もすばらしい日本式の公園を「日本三名園」といい、「偕楽園」はその一つです。梅がきれいな公園としてよく知られています。江戸時代の

1842（天保13）年に、「徳川斉昭」（江戸時代の水戸の9番目の殿様）が造りました。偕楽園という名前は、殿様も普通の人と一緒に楽しむ公園という意味です。13haの広い公園の中には、約100種類、3,000本の梅の木があり、春に花が咲きます。その季節には、たくさんの人が花を見に来ます。



たのしみ公園という意味です。13haのひろい公園の中には、やく100種類、3,000本のうめきがあり、はるはながさきます。その季節には、たくさんの人がはなを見に来ます。

【詳しくは】観光いばらき ⇒ 10-2

(2) 弘道館 (水戸市三の丸1-6-29 Tel 029-231-4725)

「弘道館」も、徳川齊昭が1841(天保12)年に建てた「藩校」です。藩校は、江戸時代に侍の子どもたちが勉強した学校のことです。弘道館は、そのころ、日本で一番大きな藩校の一つでした。弘道館では、生徒たちが、いろいろな勉強をしたり戦場で戦うための武術などを習いました。

【詳しくは】 観光いばらき ⇒ 10-3

(3) 千波湖

「千波湖」は、偕楽園の下にあります。周りが約3.1kmの湖です。夜にライトアップされる噴水や、湖を見ることが出来るカフェがあります。春には約700本の桜が咲いてきれいです。湖の周りは、ジョギングコースになっています。千波湖は、市民に人気があり、みんなでリラックスできる場所です。



【詳しくは】 水戸観光コンベンション ⇒ 10-4

(4) 水戸芸術館 (水戸市五軒町1-6-8 Tel 029-227-8111)

「水戸芸術館」は、コンサートホール、劇場、現代美術ギャラリーがひとつの建物の中にある文化施設です。らせん形のシンボルトワーは、高さ100メートルあり、水戸市をよく見ることができます。水戸市が誕生してから100年を記念して建てられました。



【詳しくは】 水戸芸術館 ⇒ 10-5

(5) 水戸市民会館 (水戸市泉町1-7-1 Tel 029-303-6226)

「水戸市民会館」には、茨城県ではいちばん大きなホール(2,000席)や会議室、スタジオ、展示室があります。音楽、演劇、セレモニーなどいろいろなことができます。2023年7月にオープンしました。



【詳しくは】 水戸市民会館 ⇒ 10-5-1

(6) 茨城県立歴史館 (水戸市緑町2-1-15 Tel 029-225-4425)

「茨城県立歴史館」には、茨城県の歴史についての資料があります。また、茨城県の芸術作品や伝統工芸品があります。歴史館の庭には、江戸時代に建てられた農家や明治時代に建てられたヨーロッパ風の学校の建物もあります。広い庭には、緑がいっぱいあります。特に、たくさんの銀杏の木は、秋には黄色になってとてもきれいです。

【詳しくは】茨城県立歴史館 ⇒ 10-6

(7) 茨城県近代美術館 (水戸市千波町東久保666-1 Tel 029-243-5111)

「茨城県近代美術館」は、千波湖の近くに 있습니다。茨城県で生まれた画家の「横山大観」などの芸術家の作品がたくさんあります。また、日本や外国の近代や現代の美術品がたくさんあります。

【詳しくは】茨城県近代美術館 ⇒ 10-7

10-3 水戸市内の主な施設

(1) 行政手続(役所)関係

施設名	住所	Tel
水戸市役所 ⇒ 10-8		
市役所本庁舎	水戸市中央1-4-1	029-224-1111
内原出張所	水戸市内原町1395-1	029-259-2211
赤塚出張所	水戸市大塚町1851-5	029-251-3211
常澄出張所	水戸市大串町2134	029-269-2111
茨城県庁 ⇒ 10-9	水戸市笠原町978-6	029-301-1111

(2) 税金関係

施設名	住所	Tel
水戸税務署 ⇒ 10-10	水戸市北見町1-17	029-231-4211
水戸県税事務所 ⇒ 10-11	水戸市柵町1-3-1	029-221-4803

(3) 国際交流・出入国関係

施設名	住所	Tel
水戸市国際交流センター ⇒ 10-12	水戸市備前町6-59	029-221-1800
茨城県国際交流協会 ⇒ 10-13	水戸市千波町後川745 ザ・ヒロサワ・シティ会館分館	029-241-1611
パスポートセンター ⇒ 10-14	水戸市三の丸1-5-38 三の丸庁舎1階	029-226-5023
東京出入国在留管理局 水戸出張所 ⇒ 10-15	水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎1階	029-300-3601

(4) 文化施設

施設名	住所	Tel
水戸芸術館 ⇒ 10-5	水戸市五軒町1-6-8	029-227-8111
水戸市民会館 ⇒ 10-5-1	水戸市泉町1-7-1	029-303-6226
ザ・ヒロサワ・シティ会館 (茨城県民文化センター) ⇒ 10-16	水戸市千波町後川745	029-241-1166
水戸市立博物館 ⇒ 10-17	水戸市大町3-3-20	029-226-6521
茨城県立歴史館 ⇒ 10-6	水戸市緑町2-1-15	029-225-4425
茨城県近代美術館 ⇒ 10-7	水戸市千波町東久保666-1	029-243-5111
茨城県水戸生涯学習センター ⇒ 10-18	水戸市三の丸1-5-38	029-228-1313

(5) 図書館 と しょ かん

施設名 <small>し せつ めい</small>	住所 <small>じゅう しょ</small>	Tel
茨城県立図書館 ⇒ 10-19	水戸市三の丸1-5-38	029-221-5569
水戸市立図書館 ⇒ 10-20		
中央図書館 <small>ちゅうおう と しょ かん</small>	水戸市大町3-3-20	029-226-3951
東部図書館 <small>とうぶ と しょ かん</small>	水戸市元吉田町1973-27	029-248-4051
西部図書館 <small>せいぶ と しょ かん</small>	水戸市堀町2311-1	029-255-5651
見和図書館 <small>みわ と しょ かん</small>	水戸市見和2-500-2	029-350-2051
常澄図書館 <small>つねずみ と しょ かん</small>	水戸市大串町2134-2	029-269-1751
内原図書館 <small>うちはら と しょ かん</small>	水戸市内原町1497-16	029-291-6451

(6) スポーツ施設 し せつ

施設名 <small>し せつ めい</small>	住所 <small>じゅう しょ</small>	Tel
水戸市の施設 ⇒ 10-21		
総合運動公園 <small>そうごううんどうこうえん</small>	水戸市見川町2256	029-243-0111
青柳公園 <small>あおやなぎこうえん</small>	水戸市水府町864-6	029-225-6931
ケーズデンキスタジアム水戸 <small>みと いちりつぎょうぎじょう</small> (市立競技場)	水戸市小吹町2058-1	029-241-8484
ツインフィールド <small>みと いちりつ</small> (市立サッカー・ラグビー場)	水戸市河和田町3438-1	029-257-6690
アダストリアアリーナ <small>あだすとりあアリーナ</small> (東町運動公園)	水戸市緑町2-3-10	029-303-6335
堀原運動公園 ⇒ 10-22	水戸市新原2-11-1	029-251-8444

(7) 健康・福祉・年金

施設名	住所	Tel
水戸市保健所 ⇒ 10-23		
水戸市保健所	水戸市笠原町993-13	029-305-6290
常澄保健センター	水戸市大場町472-1	029-269-5285
内原保健センター	水戸市内原町1384-2	029-259-6411
動物愛護センター	水戸市河和田町999	029-350-3800
子育て支援・多世代交流センター ⇒ 10-24		
わんぱーく・みと	水戸市大町3-4-30	029-303-1515
はみんぐぱーく・みと	水戸市本町1-8-2	029-302-3662
年金事務所		
水戸南年金事務所 ⇒ 10-25	水戸市柳町2-5-17	029-227-3275
水戸北年金事務所 ⇒ 10-26	水戸市大町2-3-32	029-231-2251

(8) 警察

施設名	住所	Tel
茨城県警察本部 ⇒ 10-27	水戸市笠原町978-6	029-301-0110
茨城県警察運転免許センター ⇒ 10-28	茨城県長岡3783-3	029-293-8811
水戸警察署 ⇒ 10-29	水戸市三の丸1-5-21	029-233-0110

(9) さいばんしょ
裁判所

施設名	住所	Tel
水戸地方裁判所 ⇒ 10-30	水戸市大町1-1-38	029-224-8408
水戸簡易裁判所 ⇒ 10-31	水戸市大町1-1-38	029-224-8284
水戸家庭裁判所 ⇒ 10-32	水戸市大町1-1-38	029-224-8513

(10) ほうむきょくとう
法務局等

施設名	住所	Tel
水戸地方法務局 ⇒ 10-33	水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎1階	029-227-9911
水戸合同公証役場 ⇒ 10-34	水戸市桜川1-5-15 都市ビル6階	029-231-5328

(11) ゆうびんきょく
郵便局

施設名	住所	Tel
水戸中央郵便局 ⇒ 10-35	水戸市三の丸1-4-29	0570-943-214

(12) てつどうえき
鉄道駅

施設名	住所
常磐線 (JR東日本)	
水戸駅 ⇒ 10-36	水戸市宮町1-1
赤塚駅 ⇒ 10-37	水戸市赤塚1-1866
内原駅 ⇒ 10-38	水戸市内原町69
大洗鹿島線 (鹿島臨海鉄道) ⇒ 10-39	
東水戸駅	水戸市吉沼町1426-3
常澄駅	水戸市塩崎町3300-2

み と し ない おも そろだんまどぐち
10-4 水戸市内の主な相談窓口

<small>そろだんないよう</small> 相談内容	<small>そろだんまき</small> 相談先	<small>といあわ きき ぼしよ</small> 問合せ先・場所
<small>ざいりゅう しごと がっこう た</small> 在留、仕事、学校、その他 <small>せいいかつ なや</small> 生活するうえでの悩みにつ いて	<small>いばら きけんこくさいこうりゅうきょうかい</small> 茨城県国際交流協会 <small>がいこくじんそろだん</small> 外国人相談センター ⇒ 10-40	<small>み と し せん ぼちやうらわか</small> 水戸市千波町後川745 <small>かいかんぶんかん</small> ザ・ヒロサワ・シティ会館分館 Tel 029-244-3811
<small>み と し しゅうへん ばた</small> 水戸市周辺で働きたいとき	<small>ハローワークみと</small> ⇒ 10-41 <small>いばら きけんがいこくじんざいしえん</small> 茨城県外国人材支援センター ⇒ 10-42	<small>み と し すい ふらう</small> 水戸市水府町1573-1 Tel 029-231-6221 <small>み と し せん ぼちやうらわか</small> 水戸市千波町後川745 <small>かいかんぶんかん</small> ザ・ヒロサワ・シティ会館分館 Tel 029-239-3304
<small>はたら</small> 働くときの条件などについて	<small>いばら きやうどうきょく</small> 茨城労働局 <small>がいこくじんきやうどうきやうそろだん</small> 外国人労働者相談コーナー <small>でん わ かくにんひつよう</small> (電話確認必要) ⇒ 10-43	<small>み と し みやまち</small> 水戸市宮町1-8-31 <small>いばら きやうどうきやうそろだん</small> 茨城労働総合庁舎 Tel 029-224-6214
<small>いじめ がっこう い</small> いじめ・学校に行きたくない <small>こ のこと とも だちとのこと</small> 子のこと・友だちのこと・ <small>せい もんだい</small> 性的問題などについて	<small>こ</small> 子どもホットライン <small>(こども専用)</small> ⇒ 10-44	Tel 029-221-8181
子どもがいじめられていると き、暴力を受けているとき	<small>いばら きけんちやうおうしどうそろだんじよ</small> 茨城県中央児童相談所 ⇒ 10-45	<small>み と し すい ふらう</small> 水戸市水府町864-16 Tel 029-221-4150
子どもがいじめられていると き、暴力を受けているとき	<small>いばら き せうたい</small> いばらき虐待ホットライン ⇒ 10-46	Tel 0293-22-0293 (24時間対応)
18歳までの子どもの発達や成 長に対する不安や悩みについて	<small>こ ぼつたつしえん</small> 子ども発達支援センター 「すくすく・みと」 ⇒ 10-48	<small>み と し やくしよこ か</small> 水戸市役所子ども課 Tel 029-232-9111
18歳までの子どもの発達や成 長に対する不安や悩みについて	<small>こ ぼつたつしえん</small> 子ども発達支援センター 「すくすく・みと」 ⇒ 10-48	<small>み と し かみみと</small> 水戸市上水戸4-7-24 Tel 029-253-3650
<small>しょうちやうがくせい</small> 小中学生のいじめやいろい ろな悩みについて	<small>み と し そろごうきやういっけんきやうしよ</small> 水戸市総合教育研究所 いじめ・青少年相談 ⇒ 10-49	<small>み と し かきばらちやう</small> 水戸市笠原町978-5 Tel 029-244-1347
<small>じよせい</small> 女性が かかえる いろいろな 悩みやDVについて	<small>み と し はいぐらうしやぼりりくそろだんしえん</small> 水戸市配偶者暴力相談支援センター ⇒ 10-50	<small>み と し やくしよこ か</small> 水戸市役所子ども課 Tel 029-232-9111
ストーカー・DV等の被害に ついて	<small>いばら きけんけいさつほんぶ</small> 茨城県警察本部 <small>じよせいせんきやうそだんでん わ</small> 女性専用相談電話 ⇒ 10-51	<small>いばら きけんけいさつほんぶ</small> 茨城県警察本部 Tel 029-301-8107
死にたいと 思うくらい 孤独、 不安、悩みがあるとき	<small>いばら き</small> 茨城いのちの電話 ⇒ 10-52	Tel 029-350-1000

がいこくじん し みん せいかつ
外国人市民のための生活ガイドみと2023

いっばんざいだんほうじん し ち たいこくさい かきょうかいじよせい じぎょう
(一般財団法人自治体国際化協会助成事業)

はっこうび

発行日

はっこうしゃ

発行者

へんしゅうしゃ

編集者

れいわ

令和5 (2023) 年 8月 1日

みとし

水戸市

こうえきざいだんほうじん み と し こくさいこうりゅうきょうかい

公益財団法人水戸市国際交流協会

Tel : 029-221-1800 Fax : 029-221-5793

E-mail : mcia@mito.ne.jp

<https://www.mitoic.or.jp>

いん さつ

印刷

かぶしきがいしゃこう わ いんさつ

株式会社光和印刷

こうえきざいだんほうじん み と し こくさいこうりゅうきょうかい
公益財団法人水戸市国際交流協会